



## 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神 戸 市 役 所  
 編集兼印 刷発行人 神 戸 市 長  
 発行日 毎 週 火 曜 日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則	行財政局給与課	1
告示	都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画地区計画)	都市局都市計画課	8
告示	生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定	都市局都市計画課	9
告示	都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画生産緑地地区)	都市局都市計画課	12
告示	生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定の解除	都市局都市計画課	13
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(小倉台自治会)	地域協働局地域活性課	17
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	19
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	21
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	22
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	23
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	25
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	環境局事業系廃棄物対策課	26
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	27
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 多聞台50号線他)	建設局道路管理課	29
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 多聞台71号線)	建設局道路管理課	30
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 東垂水30号線)	建設局道路管理課	31
公告	都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画地区計画)	都市局都市計画課	32
公告	都市計画法による都市施設等整備協定の締結に伴う図書の縦覧(神戸三宮雲井通6丁目北地区に関する都市施設等整備協定)	都市局都市計画課	33
公告	都市計画の決定又は変更に伴う都市計画案の縦覧(神戸国際港都建設計画高度利用地区ほか)	都市局都市計画課	34
公告	開発行為に関する工事の完了(西区白水1丁目)	都市局都市計画課	36
公告	都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(神戸国際港都建設計画生産緑地地区)	都市局都市計画課	37
公告	鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会委員補欠選挙の選挙人名簿確定と選挙すべき委員の数	都市局工務課	38
公告	令和7年度行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る提案募集	地域協働局市民情報サービス課	39
公告	苔谷公園体育館 令和7年12月28日 臨時休館	建設局公園部管理課	43

種類	件名	所管部署	ページ
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	44
区役所	行旅死亡人	中央区保健福祉課	45
水道局	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	46
水道局	神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	55
水道局	神戸市水道局庁舎管理規程	水道局経営企画課	60
交通局	神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	63
人事委員会	神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	90

労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月8日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第31号

労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 労務職員の給与等に関する規則（昭和31年7月規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前							
別表第2 労務職給料表(第3条関係)						別表第2 労務職給料表(第3条関係)							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	184,700	188,800	240,500	271,300	286,500	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	172,400	176,500	229,500	260,500	275,600
	2	185,800	189,900	242,600	273,100	288,300		2	173,500	177,600	231,600	262,300	277,400
	3	186,900	191,000	244,700	274,800	290,100		3	174,600	178,700	233,700	264,100	279,200
	4	188,000	192,100	246,800	276,600	291,900		4	175,700	179,800	235,800	265,900	281,000
	5	189,000	193,100	248,700	278,200	293,800		5	176,700	180,800	237,700	267,500	282,900
	6	190,100	194,200	250,500	279,900	295,600		6	177,800	181,900	239,500	269,200	284,700
	7	191,200	195,300	252,300	281,600	297,500		7	178,900	183,000	241,300	270,900	286,600
	8	192,300	196,400	254,100	283,200	299,400		8	180,000	184,100	243,100	272,500	288,500
	9	193,300	197,400	255,900	284,800	301,300		9	181,000	185,100	244,900	274,100	290,400
	10	194,400	198,500	256,900	286,200	302,700		10	182,100	186,200	245,900	275,500	291,800
	11	195,500	199,600	257,900	287,500	304,100		11	183,200	187,300	246,900	276,800	293,300
	12	196,600	200,700	259,000	288,800	305,500		12	184,300	188,400	248,000	278,100	294,700
	13	197,600	202,000	260,000	290,200	306,800		13	185,300	189,700	249,000	279,500	296,000
	14	198,700	203,200	261,100	291,700	308,000		14	186,400	190,900	250,100	281,000	297,200
	15	199,800	204,300	262,200	293,000	309,300		15	187,500	192,000	251,200	282,400	298,500
	16	200,900	205,400	263,300	294,300	310,500		16	188,600	193,100	252,300	283,700	299,700
	17	202,000	206,500	264,500	295,700	311,800		17	189,700	194,200	253,500	285,100	301,000
	18	203,200	207,800	265,500	297,100	313,400		18	190,900	195,500	254,600	286,500	302,600
	19	204,300	209,100	266,500	298,400	314,900		19	192,000	196,800	255,600	287,800	304,100
	20	205,400	210,400	267,500	299,700	316,500		20	193,100	198,100	256,600	289,100	305,700
	21	206,500	211,700	268,400	300,900	318,100		21	194,200	199,500	257,600	290,300	307,300
	22	207,800	213,300	269,500	302,400	319,700		22	195,500	201,200	258,700	291,800	308,900
	23	209,100	215,100	270,600	303,900	321,300		23	196,800	203,000	259,800	293,300	310,500
	24	210,400	216,900	271,700	305,400	322,900		24	198,100	204,800	260,900	294,800	312,100
	25	211,700	218,700	272,700	306,900	324,500		25	199,500	206,600	262,100	296,400	313,800
	26	213,300	220,700	274,000	308,400	326,200		26	201,200	208,600	263,400	297,900	315,500
	27	215,100	222,700	275,300	309,900	327,900		27	203,000	210,600	264,800	299,400	317,200
	28	216,900	224,700	276,600	311,400	329,500		28	204,800	212,600	266,100	300,900	318,800
	29	218,700	226,600	277,800	312,900	331,200		29	206,600	214,600	267,400	302,500	320,500
	30	220,700	228,600	279,000	314,200	332,700		30	208,600	216,600	268,700	303,900	322,000
	31	222,700	230,500	280,200	315,500	334,200		31	210,600	218,500	269,900	305,200	323,500
	32	224,700	232,500	281,400	316,800	335,700		32	212,600	220,500	271,100	306,600	325,000
	33	226,700	234,400	282,400	318,200	337,300		33	214,600	222,500	272,200	308,000	326,600
	34	228,600	235,700	283,700	319,600	338,600		34	216,600	224,000	273,500	309,400	327,900
	35	230,500	237,000	285,000	321,000	339,900		35	218,500	225,300	274,800	310,800	329,200
	36	232,400	238,200	286,300	322,400	341,200		36	220,500	226,600	276,100	312,200	330,500
	37	234,400	239,300	287,500	324,000	342,400		37	222,500	227,800	277,400	313,800	331,800
	38	235,800	240,200	288,800	325,500	343,700		38	223,900	228,800	278,800	315,300	333,100
	39	237,000	241,100	290,100	327,000	345,000		39	225,200	229,800	280,100	316,800	334,400
	40	238,200	242,000	291,400	328,500	346,300		40	226,500	230,800	281,400	318,300	335,700
	41	239,300	243,000	292,600	329,900	347,600		41	227,800	231,900	282,600	319,700	337,000
	42	240,200	244,400	293,900	331,300	349,200		42	228,800	233,400	283,900	321,100	338,700
	43	241,100	245,800	295,200	332,700	350,900		43	229,800	234,900	285,200	322,500	340,400
	44	242,000	247,200	296,500	334,100	352,500		44	230,800	236,400	286,600	323,900	342,000
	45	243,000	248,400	297,900	335,600	354,100		45	231,900	237,700	288,000	325,400	343,600
	46	243,500	249,700	299,300	337,100	355,500		46	232,500	239,000	289,400	326,900	345,000
	47	244,000	250,900	300,700	338,600	356,700		47	233,100	240,200			

52	245,500	255,400	307,800	346,000	363,200			52	235,200	244,700	298,000	335,800	352,900
53	245,700	256,100	309,200	347,500	364,500			53	235,400	245,500	299,400	337,300	354,200
54	246,100	257,000	310,400	348,700	365,700			54	235,800	246,400	300,700	338,500	355,400
55	246,500	257,900	311,800	349,900	366,900			55	236,200	247,300	302,100	339,700	356,600
56	246,900	258,800	313,200	351,100	368,000			56	236,600	248,200	303,500	340,900	357,700
57	247,300	259,800	314,600	352,200	369,000			57	237,100	249,200	304,900	342,000	358,700
58	247,400	261,000	316,100	353,400	369,800			58	237,200	250,500	306,400	343,200	359,500
59	247,600	262,200	317,500	354,500	370,600			59	237,400	251,700	307,800	344,300	360,300
60	247,800	263,400	318,800	355,600	371,400			60	237,600	252,900	309,200	345,400	361,100
61	248,000	264,400	320,100	356,700	372,100			61	237,800	254,000	310,500	346,500	361,800
62	248,100	265,600	321,500	357,500	372,800			62	237,900	255,200	311,900	347,300	362,500
63	248,200	266,900	322,900	358,200	373,500			63	238,100	256,500	313,300	348,000	363,200
64	248,300	268,100	324,200	358,900	374,200			64	238,200	257,800	314,600	348,700	363,900
65	248,400	269,400	325,600	359,600	374,800			65	238,300	259,100	316,000	349,400	364,500
66	248,600	270,500	327,100	360,100	375,300			66	238,500	260,200	317,500	349,900	365,000
67	248,800	271,600	328,500	360,600	375,800			67	238,700	261,400	318,900	350,400	365,500
68	248,900	272,700	329,900	361,100	376,300			68	238,800	262,500	320,300	350,900	366,000
69	249,100	273,900	331,400	361,500	376,800			69	239,000	263,700	321,800	351,400	366,500
70	249,400	275,000	332,900	361,900	377,200			70	239,300	264,800	323,300	351,800	366,900
71	249,700	276,100	334,400	362,200	377,700			71	239,600	266,000	324,800	352,100	367,400
72	250,000	277,200	335,900	362,600	378,100			72	239,900	267,200	326,300	352,500	367,800
73	250,200	278,300	337,200	363,000	378,600			73	240,100	268,300	327,600	352,900	368,300
74	250,500	279,500	338,500	363,300	379,100			74	240,400	269,500	328,900	353,200	368,800
75	250,800	280,700	339,800	363,700	379,600			75	240,700	270,800	330,200	353,600	369,300
76	251,100	281,900	341,200	364,100	380,100			76	241,000	272,100	331,600	354,000	369,800
77	251,500	283,000	342,600	364,400	380,500			77	241,400	273,200	333,000	354,300	370,200
78	251,800	284,200	343,200	364,700	381,000			78	241,800	274,400	333,600	354,700	370,700
79	252,100	285,400	343,800	365,100	381,500			79	242,100	275,600	334,200	355,100	371,200
80	252,400	286,600	344,300	365,400	381,900			80	242,400	276,900	334,700	355,400	371,600
81	252,700	287,700	344,800	365,700	382,300			81	242,700	278,100	335,200	355,700	372,000
82	253,100	288,800	345,300	366,000	382,700			82	243,100	279,200	335,700	356,000	372,500
83	253,400	289,900	345,800	366,300	383,100			83	243,400	280,400	336,200	356,300	372,900
84	253,800	291,000	346,200	366,600	383,500			84	243,800	281,600	336,600	356,600	373,300
85	254,100	292,100	346,600	366,900	383,900			85	244,100	282,700	337,000	356,900	373,700
86	254,400	293,200	347,000	367,200	384,200			86	244,400	283,900	337,400	357,200	374,000
87	254,700	294,400	347,400	367,500	384,400			87	244,700	285,100	337,800	357,500	374,300
88	255,000	295,400	347,800	367,700	384,600			88	245,000	286,100	338,200	357,700	374,500
89	255,100	296,500	348,100	367,900	384,900			89	245,200	287,200	338,500	357,900	374,800
90	255,300	297,600	348,400	368,100	385,200			90	245,400	288,400	338,800	358,200	375,100
91	255,500	298,700	348,700	368,300	385,500			91	245,600	289,500	339,100	358,400	375,400
92	255,700	299,800	349,000	368,500	385,700			92	245,800	290,600	339,400	358,600	375,600
93	255,900	300,700	349,200	368,700	385,900			93	246,000	291,600	339,600	358,800	375,800
94	256,100	301,600	349,400	368,900	386,200			94	246,200	292,600	339,800	359,000	376,100
95	256,400	302,500	349,600	369,100	386,400			95	246,500	293,500	340,000	359,200	376,300
96	256,600	303,400	349,800	369,300	386,600			96	246,700	294,500	340,200	359,400	376,500
97	256,900	304,400	350,000	369,500	386,800			97	247,000	295,500	340,400	359,600	376,700
98	257,300	305,400		369,700	387,100			98	247,400	296,500		359,800	377,000
99	257,600	306,400		369,900	387,300			99	247,700	297,500		360,000	377,200
100	257,900	307,200		370,100	387,500			100	248,000	298,400		360,200	377,400
101	258,200	308,000		370,200	387,700			101	248,300	299,200		360,300	377,600
102	258,500	308,900		370,400	387,900			102	248,600	300,100		360,500	377,800

	110	314,800		371,600	389,300		110	306,300		361,800	379,300	
	111	315,400		371,700	389,500		111	306,900		361,900	379,500	
	112	315,800		371,800	389,600		112	307,300		362,000	379,600	
	113	316,300		371,900	389,700		113	307,800		362,100	379,700	
	114	316,800		372,100			114	308,300		362,300		
	115	317,200		372,200			115	308,700		362,400		
	116	317,600		372,300			116	309,100		362,500		
	117	318,100		372,400			117	309,600		362,600		
	118	318,600					118	310,100				
	119	319,100					119	310,600				
	120	319,500					120	311,000				
	121	319,700					121	311,300				
	122	320,000					122	311,600				
	123	320,400					123	312,000				
	124	320,700					124	312,400				
	125	321,100					125	312,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		195,900	218,700	266,900	300,700	318,200		187,600	210,400	257,300	290,900	308,200

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則（昭和42年2月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員に関する基準)	(パートタイム会計年度任用職員に関する基準)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に <u>条例第2条第2項に規定する算定基礎額に乘ずる割合</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、算定基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給し、その額は、算定基礎額	3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給し、その額は、算定基礎額

<p><u>に条例第3条第2項に規定する算定基礎額に乗ずる割合</u>を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
--	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(災害待機手当)</p> <p>第7条 条例第35条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 <u>3,000</u> 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,600</u> 円</p> <p>(3) 5時間以上7時間未満 <u>6,250</u></p>	<p>(災害待機手当)</p> <p>第7条 条例第35条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,900</u> 円</p> <p>(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,450</u> 円</p> <p>(3) 5時間以上7時間未満 <u>6,050</u></p>

円

(4) 7時間以上 7,000円

円

(4) 7時間以上 6,800円

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和8年1月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）の規定による令和7年12月1日を基準日とする期末手当等の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規則の規定にかかわらず、令和7年11月30日までの間は、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### (給与等の内払)

第2条 改正後の給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

神戸市告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和7年12月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 地区計画	神戸ハーバーランド地区地区計画

## 神戸市告示第412号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

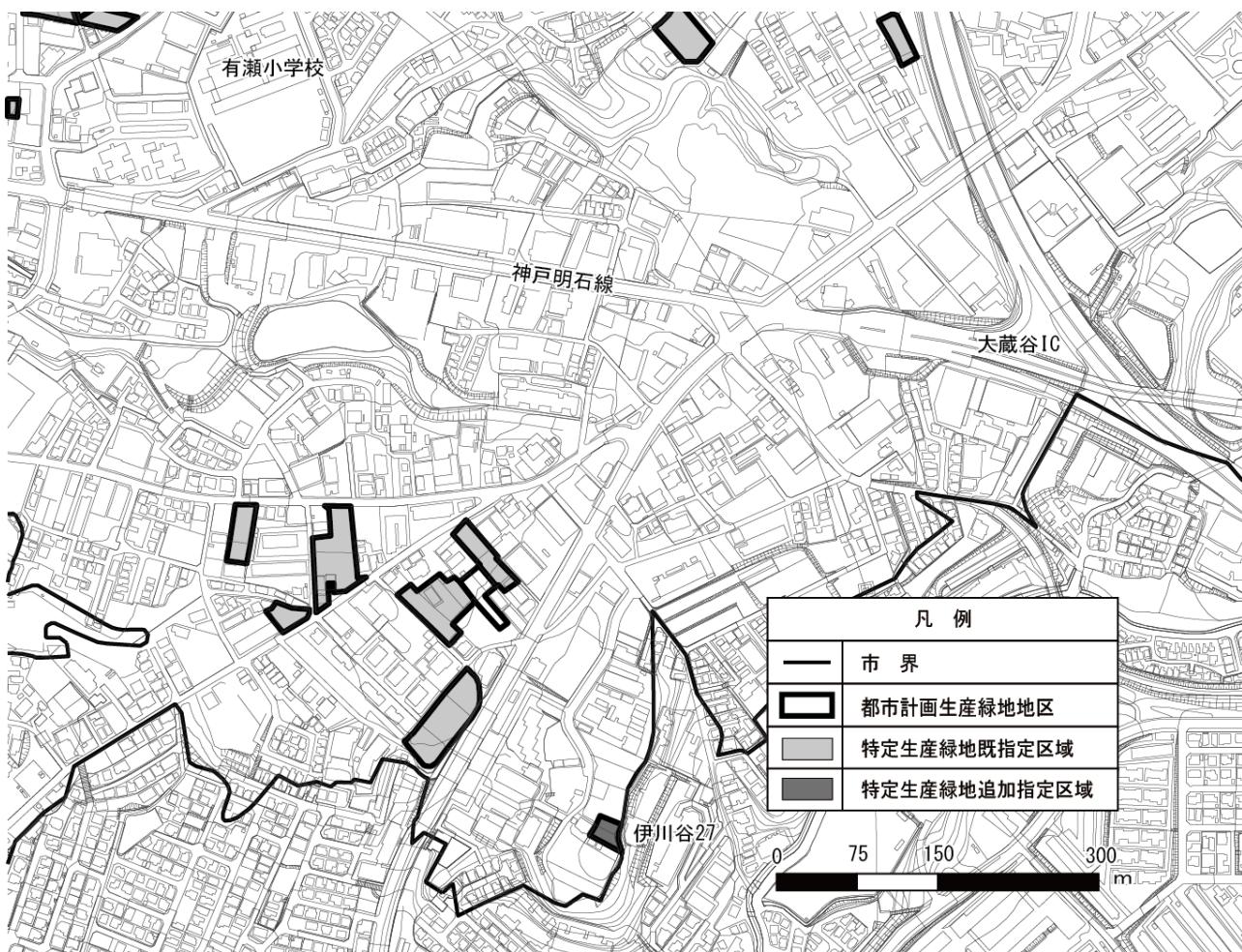
令和7年12月16日

神戸市

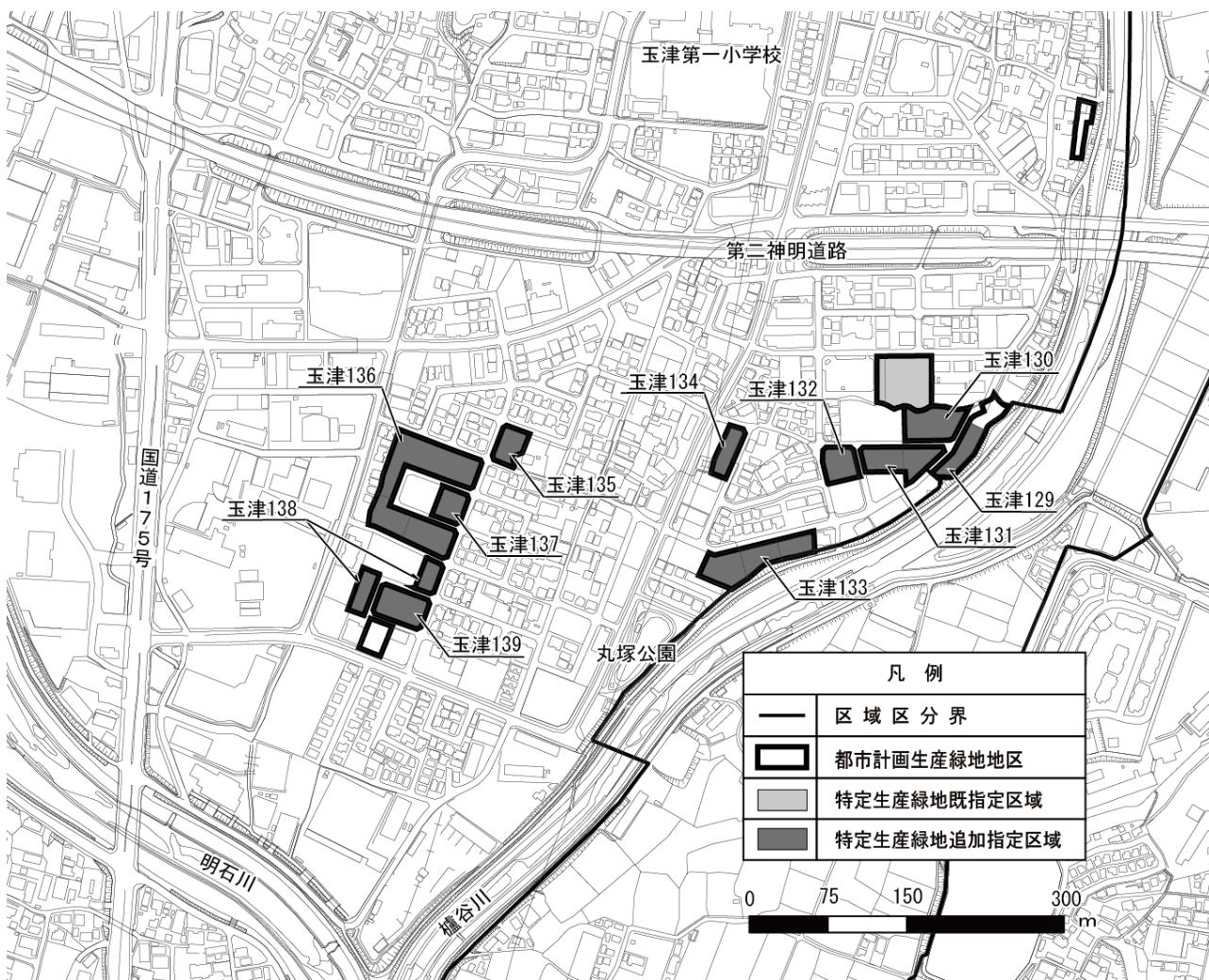
代表者 神戸市長 久元喜造

生産緑地地区 名称	位置（代表地番）	特定生産緑地 指定面積（ha）	申出基準日
伊川谷27	西区伊川谷町有瀬813-1	0.08	2025年12月17日
玉津129	西区二ツ屋2-7-2	0.10	2026年1月16日
玉津130	西区二ツ屋2-8-1	0.16	2026年1月16日
玉津131	西区二ツ屋2-6-3	0.18	2026年1月16日
玉津132	西区二ツ屋2-5-2	0.10	2026年1月16日
玉津133	西区二ツ屋2-1-5	0.27	2026年1月16日
玉津134	西区二ツ屋2-2-5	0.08	2026年1月16日
玉津135	西区丸塚1-17-8	0.08	2026年1月16日
玉津136	西区丸塚1-9-4	0.51	2026年1月16日
玉津137	西区丸塚1-10-1	0.08	2026年1月16日
玉津138	西区丸塚1-8-6	0.12	2026年1月16日
玉津139	西区丸塚1-7-2	0.14	2026年1月16日

「区域は指定図のとおり」



特定生産緑地指定図 1



特定生産緑地指定図 2

神戸市告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	垂水47生産緑地地区、山田29生産緑地地区、山田30生産緑地地区、山田55生産緑地地区、有野78生産緑地地区、有野145生産緑地地区、有野165生産緑地地区、八多17生産緑地地区、八多27生産緑地地区、伊川谷1生産緑地地区、伊川谷2生産緑地地区、伊川谷12生産緑地地区、伊川谷24生産緑地地区、玉津112生産緑地地区、池上23生産緑地地区

## 神戸市告示第414号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

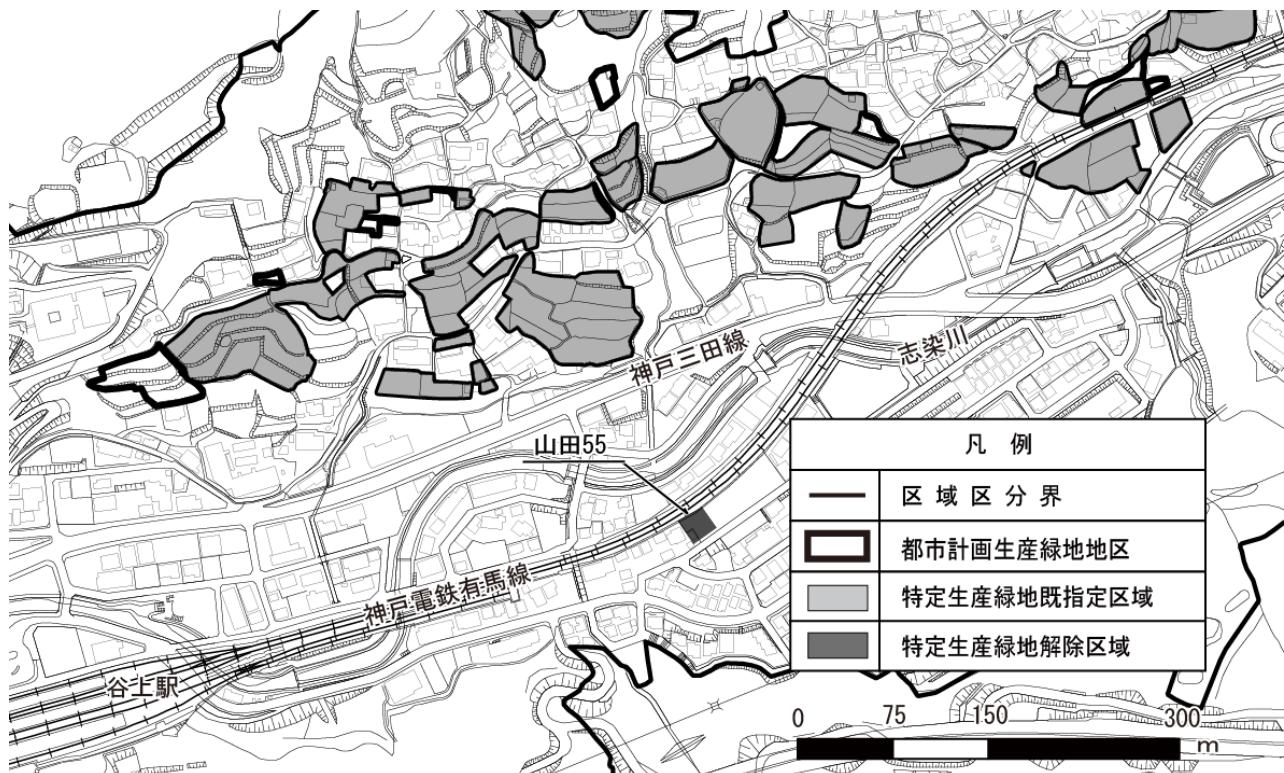
令和7年12月16日

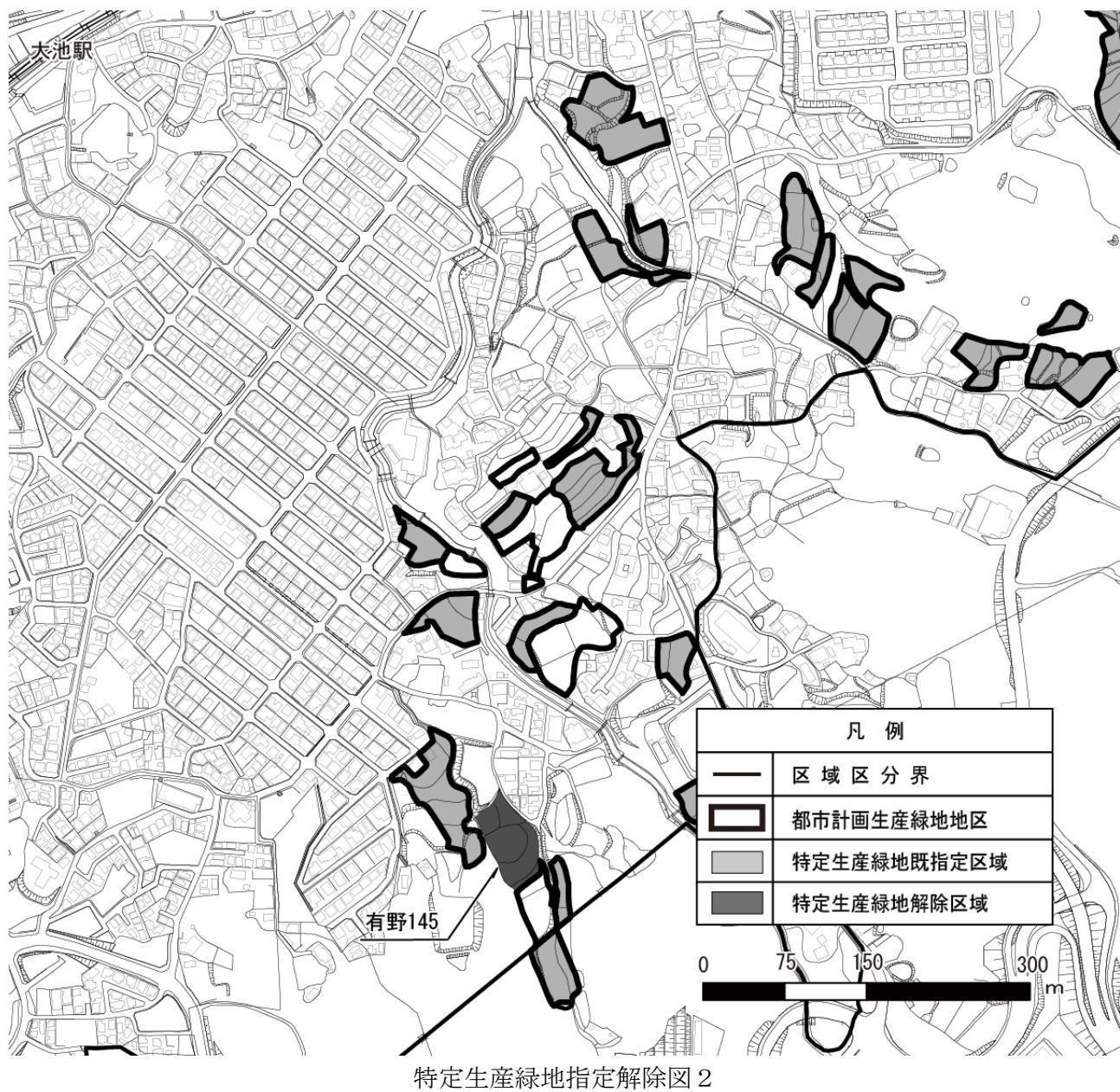
神戸市

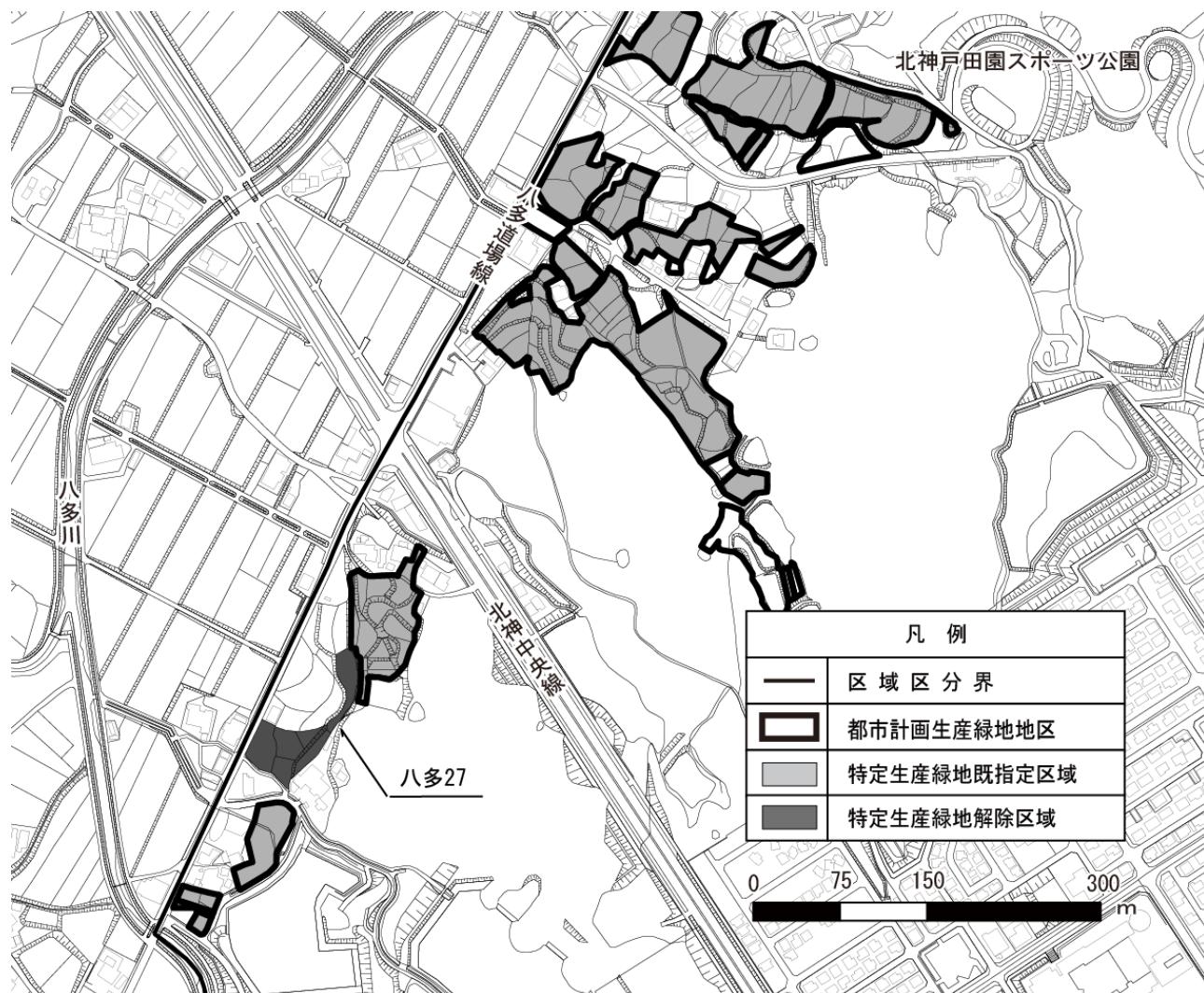
代表者 神戸市長 久元喜造

生産緑地地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地の指定を解除した面積（ha）
山田 55	北区谷上南町 3-5	0.05
有野 145	北区有野町唐櫃 3601	0.23
八多 27	北区八多町下小名田 631	0.22
伊川谷 24	西区伊川谷町有瀬 247-1	0.29

「区域は指定解除図表示のとおり」







特定生産緑地指定解除図 3



特定生産緑地指定解除図 4

神戸市告示第415号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

小倉台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区小倉台2丁目11番地の7

(3) 代表者の氏名

向井 芳樹

(4) 代表者の住所

神戸市北区小倉台2丁目5番地の19

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「山本 公一」を「向井 芳樹」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区小倉台7丁目3番地の8」を「神戸市北区小倉台2丁目5番地の19」に改める。

3 変更の年月日

令和7年4月20日

# 令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

神戸市告示第416号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870701303	ゼフィール 白川グループホーム	兵庫県神戸市須磨区白川台5-7-57	株式会社ケイ・エス・メディカル	兵庫県神戸市須磨区白川台5丁目7-57	令和7年10月31日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2870701303	ゼフィール 白川グループホーム	兵庫県神戸市須磨区白川台5-7-57	株式会社ケイ・エス・メディカル	兵庫県神戸市須磨区白川台5丁目7-57	令和7年10月31日	認知症対応型共同生活介護

# 令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

神戸市告示第417号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890500081	P L U Mの里	兵庫県神戸市兵庫区駅前通4丁目1番32号	株式会社SNOW PLUM	兵庫県神戸市兵庫区駅前通4丁目1番32号	令和7年11月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2890500305	看護小規模多機能居宅介護 つむぎびと	兵庫県神戸市兵庫区雪御所町2-15 N A T U R E S T U D I O W E S T C-203	株式会社つむぎびと	兵庫県神戸市兵庫区雪御所町2-15 N A T U R E S T U D I O W E S T C-203	令和7年11月1日	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
2890600493	デイサービス くらふとはうす オペラ	兵庫県神戸市長田区大道通四丁目2-4 岩平建物1階	合同会社Opera	兵庫県神戸市長田区大道通四丁目2-4	令和7年11月1日	地域密着型通所介護
2890600501	駒どり巡回サービス新長田	兵庫県神戸市長田区二葉町5丁目1-1-111	社会福祉法人駒どり	兵庫県神戸市長田区二葉町五丁目1番1-101号	令和7年11月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

2895100168	P L U Mの 里サテライ ト諏訪山	兵庫県神戸 市中央区神 戸港地方再 度谷 39	株式会社 SNOW PLUM	兵庫県神戸 市兵庫区駅 前通 4-1 -32	令和 7 年 11 月 1 日	介護予防小 規模多機能 型居宅介護
2895100218	デイサービ スセンター ら・ら・ら	兵庫県神戸 市中央区割 塚通 2-3- 2	株式会社 office Fine	兵庫県神戸 市中央区割 塚通二丁目 3番 2 号	令和 7 年 11 月 1 日	地域密着型 通所介護

# 令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

神戸市告示第418号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875104586	ケア 縁イト	兵庫県神戸市中央区再度筋町3番1号	株式会社ねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目7番7号	令和7年10月31日	介護予防訪問サービス
2875104586	ケア 縁イト	兵庫県神戸市中央区再度筋町3番1号	株式会社ねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目7番7号	令和7年10月31日	生活支援訪問サービス
2870904667	合同会社こあサポート	兵庫県西宮市山口町名来1丁目8-23 ヴアンベール101	合同会社こあサポート	兵庫県西宮市北六甲台2-26-3	令和7年10月31日	介護予防訪問サービス
2871104424	ツクイ宝塚安倉	兵庫県宝塚市安倉南3丁目2-9	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6-1	令和7年10月31日	介護予防通所サービス

# 令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

## 神戸市告示第419号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870703788	ヘルパーステーション助さん	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目7-5	アイ・ジョイ株式会社	兵庫県神戸市中央区中山手通三丁目5番7-1001号	令和7年11月1日	介護予防訪問サービス
2870703788	ヘルパーステーション助さん	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目7-5	アイ・ジョイ株式会社	兵庫県神戸市中央区中山手通三丁目5番7-1001号	令和7年11月1日	生活支援訪問サービス
2875104651	ケア縁イト	兵庫県神戸市中央区再度筋町3番1号	合同会社エイト	兵庫県西宮市津門川町13番5-304号	令和7年11月1日	介護予防訪問サービス
2890600493	デイサービスくらふとはうすオペラ	兵庫県神戸市長田区大道通四丁目2-4岩平建物1階	合同会社Opera	兵庫県神戸市長田区大道通四丁目2-4	令和7年11月1日	介護予防通所サービス
2895100218	デイサービスセンターら・ら・ら	兵庫県神戸市中央区割塚通2-3-2	株式会社office Fine	兵庫県神戸市中央区割塚通二丁目3番2号	令和7年11月1日	介護予防通所サービス

## 神戸市告示第420号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870603897	さくら福祉ケアセンタ一長田	兵庫県神戸市長田区北町1丁目34 エトワール北町201	株式会社さくら福祉カレッジ	兵庫県神戸市中央区籠池通三丁目1番27号	令和7年10月2日	居宅介護支援
2865090621	こさか訪問看護ステーション	兵庫県神戸市北区山田町小部宮ノ前2-15 2F西側	医療法人社団慈愛会	兵庫県神戸市北区若葉台1丁目1-43	令和7年10月10日	介護予防訪問看護
2865090621	こさか訪問看護ステーション	兵庫県神戸市北区山田町小部宮ノ前2-15 2F西側	医療法人社団慈愛会	兵庫県神戸市北区若葉台1丁目1-43	令和7年10月10日	訪問看護
2860890439	彩樹の訪問看護ステーション ことは	兵庫県神戸市垂水区福田4-4-23 平井マンション 103号	株式会社イーノ	兵庫県神戸市垂水区御靈町5番26号	令和7年10月31日	介護予防訪問看護

2860890439	彩樹の訪問 看護ステー ション こ とのは	兵庫県神戸 市垂水区福 田 4-4-23 平井マンシ ョン 103 号	株式会社イ 一ノ	兵庫県神戸 市垂水区御 靈町 5 番 26 号	令和 7 年 10 月 31 日	訪問看護
2875104586	ケア 縁イ ト	兵庫県神戸 市中央区再 度筋町 3 番 1 号	株式会社ね むの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通五丁 目 7 番 7 号	令和 7 年 10 月 31 日	訪問介護

神戸市告示第421号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870504277	居宅介護支援事業所 E C L A T	兵庫県神戸市兵庫区下沢通7丁目2-2 IMSビル3F	B I G U N D E R株式会社	兵庫県神戸市兵庫区下沢通2丁目2-29	令和7年 11月1日	居宅介護支援
2870703788	ヘルパーステーション助さん	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目7-5	アイ・ジョイ株式会社	兵庫県神戸市中央区中山手通三丁目5番7-1001号	令和7年 11月1日	訪問介護
2875104651	ケア 縁イト	兵庫県神戸市中央区再度筋町3番1号	合同会社エイト	兵庫県西宮市津門川町13番5-304号	令和7年 11月1日	訪問介護

神戸市告示第422号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称	代表者職氏名	所在地
オーケー株式会社	代表取締役 二宮涼太郎	神奈川県横浜市西区みなとみらい6丁目3番6号

2 委託する公金事務の内容

神戸市事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売扱代金の収納事務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和7年11月18日

4 委託期間

令和7年11月18日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第 423号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、  
平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

# 令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1 台	令和 7 年 11 月 20 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 4 台	令和 7 年 11 月 20 日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 11 台	令和 7 年 11 月 26 日	
		原付 1 台	令和 7 年 11 月 26 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1 台	令和 7 年 11 月 13 日	
	学園都市駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 3 台	令和 7 年 11 月 13 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 2 台	令和 7 年 11 月 13 日	

神戸市告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年12月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	多聞台50号線	神戸市垂水区多聞台5丁目48番6地先から	新	37.50	最大 5.00 最小 4.00
		神戸市垂水区多聞台5丁目48番1地先まで	旧	37.50	最大 4.00 最小 4.00
市道	多聞台54号線	神戸市垂水区多聞台5丁目48番13地先から	新	4.00	最大 6.00 最小 6.00
		神戸市垂水区多聞台5丁目48番13地先まで	旧	4.00	最大 6.00 最小 6.00

神戸市告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年12月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	多聞台71号線	神戸市垂水区多聞台5丁目48番 1地先から 神戸市垂水区多聞台5丁目48番 11地先まで	43.40	6.00

神戸市告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年12月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年12月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	東垂水30号線	神戸市垂水区乙木3丁目594番4地先から	新	22.90	最大 6.80 最小 5.00
		神戸市垂水区乙木3丁目590番1地先まで	旧	22.90	最大 6.40 最小 4.80

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和7年12月8日

神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 地区計画	神戸ハーバーランド地区地区計画

# 令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

## 神戸市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の2第1項の規定により都市施設等整備協定を令和7年11月10日に締結したので、同条第2項の規定により公告するとともに、神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和7年12月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市施設等整備協定の名称	2 協定都市施設等の位置
神戸三宮雲井通6丁目北地区に関する都市施設等整備協定	神戸市中央区雲井通5丁目、6丁目、7丁目

## 3 都市施設等整備協定の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

## 神戸市公告

都市計画を決定又は変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和7年12月9日から同月23日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和7年12月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画 高度利用地区	<雲井通6丁目地区> 神戸市中央区雲井通6丁目、雲井通7丁目
神戸国際港都建設計画 都市再生特別地区	<神戸三宮雲井通6丁目北地区> 神戸市中央区雲井通5丁目、雲井通6丁目、雲井通7丁目
神戸国際港都建設計画 道路	<3.1.2号 中央幹線> 神戸市中央区雲井通6丁目、雲井通7丁目、雲井通8丁目 <sup>目</sup> <3.3.31号 磯上線> 神戸市中央区琴ノ緒町4丁目、琴ノ緒町5丁目、旭通5丁目、雲井通6丁目、小野柄通6丁目、小野柄通7丁目 <sup>目</sup> <3.5.80号 都賀川三宮線> 神戸市中央区琴ノ緒町4丁目、琴ノ緒町5丁目、旭通5丁目 <sup>目</sup> <8.7.26号 三宮駅東線> 神戸市中央区雲井通6丁目、雲井通7丁目
神戸国際港都建設計画 公園	<2.2.53号 雪御所公園> 神戸市兵庫区雪御所町 <3.3.89号 兵庫駅南公園> 神戸市兵庫区駅南通5丁目 <sup>目</sup> <3.4.54号 苓谷公園> 神戸市垂水区舞子台1丁目、舞子台2丁目、舞子台4丁目 <sup>目</sup>
神戸国際港都建設計画 第一種市街地再開発事業	<雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業> 神戸市中央区雲井通6丁目 <sup>目</sup> <神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業> 神戸市中央区雲井通5丁目、雲井通6丁目、雲井通7丁目 <sup>目</sup>

	目
--	---

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区白水1丁目41番10

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区京町79番地

株式会社 センター興産

代表取締役 南 健次郎

- 3 許可番号

令和7年7月25日 第8252号

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	垂水47生産緑地地区、山田29生産緑地地区、山田30生産緑地地区、山田55生産緑地地区、有野78生産緑地地区、有野145生産緑地地区、有野165生産緑地地区、八多17生産緑地地区、八多27生産緑地地区、伊川谷1生産緑地地区、伊川谷2生産緑地地区、伊川谷12生産緑地地区、伊川谷24生産緑地地区、玉津112生産緑地地区、池上23生産緑地地区

神戸市公告

令和8年1月18日に執行する神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により公衆の縦覧に供したが、縦覧期間内に異議の申し出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数及び予備委員の数を定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

区分	委員 (人)	予備委員 (人)
施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき数	3	4
施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき数	0	0

## 神戸市公告

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

令和 7 年 12 月 16 日

神戸市長 久元 喜造

### 1 趣旨

神戸市が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、神戸市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、ホームページの「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

#### ○ 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧

<https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/failebo/index.html>

#### 【参考】

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- (2) 個人情報ファイルに神戸市情報公開条例の規定による情報公開請求があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
  - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
  - イ 神戸市情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

### 3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げるアからカまで（欠格事由）のいずれか

に該当する者は提案できません。

ア 未成年者

イ 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

オ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

カ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記アからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

#### 4 募集期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月21日（水）午後5時30分まで

#### 5 提案の方法

##### (1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

ア 提案書 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

イ 添付書類

(ア) 誓約書（上記3のアからカまでに該当しないことを誓約する書面）

(イ) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

(ウ) 提案をする者の本人確認書類（注1）

(エ) その他必要と認める書類

(オ) 代理人による提案をする場合は、委任状（代理人の権限を証する書面）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/tokumeikako.html>

(注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

(2) 提案書類の提出方法

持参（注1）又は郵送・信書便（注2）による方法により、提案書類2部を提出してください。

（注1）持参による場合は、募集期間の平日の午前8時45分から午後5時30分まで  
(令和8年1月5日以降は午前9時から午後5時まで)

（注2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

(3) 提案書類の提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市地域協働局市民情報サービス課

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ア 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと
- イ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること
- ウ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第62条で定める基準に適合するものであること
- エ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること
- オ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること
- カ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するため適切なものであること
- キ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本市の事務に著しい支障を及ぼさないものであること

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する様式第40号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関

等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、様式第 43 号「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

## 9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本市からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は本市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

## 10 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

神戸市地域協働局市民情報サービス課

電話 : 078-333-3330 (神戸市お問い合わせセンター)

電子メール : siminjouhou@city.kobe.lg.jp

神戸市公告

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、  
苔谷公園体育館を、令和7年12月28日（日）に臨時休館します。

令和7年12月16日

神戸市長 久元喜造

# 令和7年12月16日 神戸市公報第3941号

## 神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の廃止を承認したものは次のとおりです。

令和7年12月16日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R7-5号	令和7年12月2日	神戸市須磨区月見山町1丁目13-5	8.60	4.00
第R7-6号	令和7年12月2日	神戸市兵庫区松原通2丁目60番1、61番の一部	36.85	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市中央区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和7年12月16日

神戸市中央区長 増田 区

1 本籍・住所・氏名	不詳
2 性別	不詳
3 年齢	20歳以上（推定）
4 特徴	下顎骨一部
5 死亡年月日	令和6年（推定）
6 発見年月日	令和7年6月8日午前8時57分頃
7 発見場所	神戸市中央区加納町1丁目3番1号西日本旅客鉄道 株式会社新神戸駅北方の山中
8 死因	不明
9 遺留金品等	なし

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月9日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第5号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3 特定任期付職員給料表（第4条関係）		別表第3 特定任期付職員給料表（第4条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	405,000	1	392,000
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000
6	765,000	6	740,000
7	893,000	7	864,000
備考 [略]		備考 [略]	

#### 附 則

（施行期日等）

- 第1条 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、令和7年12月1日を基準日とする期末手当等の支給を受けない会計年度任用職員の

給料及びこれに相当する報酬は、改正後の給与規程の規定にかかわらず、令和7年11月30日までの間は、なお従前の例による。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この管理規程による改正前の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

改正後									改正前										
別表第1 企業一般職給料表（第4条関係）									別表第1 企業一般職給料表（第4条関係）										
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	197,600	220,500	248,200	285,000	296,200	326,900	386,100	553,300	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	185,300	208,300	236,900	273,700	284,600	314,200	370,600	537,800
	2	198,700	222,600	250,000	287,000	298,300	329,600	388,600	563,500		2	186,400	210,400	238,700	275,700	286,700	316,900	373,100	548,300
	3	199,800	224,700	251,800	289,000	300,400	332,300	391,100	573,600		3	187,500	212,500	240,500	277,700	288,800	319,600	375,600	558,500
	4	200,900	226,700	253,500	291,000	302,500	335,000	393,600	582,900		4	188,600	214,600	242,200	279,700	290,900	322,300	378,100	567,900
	5	202,200	228,700	255,200	292,900	304,400	337,600	396,000	591,400		5	189,900	216,600	243,900	281,600	292,800	324,900	380,500	576,500
	6	203,600	230,800	256,900	294,800	306,500	340,300	399,200	598,700		6	191,300	218,700	245,600	283,500	294,900	327,600	383,700	583,900
	7	204,900	232,900	258,600	296,700	308,600	343,100	402,400	605,700		7	192,600	220,800	247,300	285,400	297,000	330,400	386,900	591,000
	8	206,200	235,000	260,400	298,500	310,800	345,900	405,600	612,800		8	193,900	222,900	249,100	287,200	299,200	333,200	390,100	598,100
	9	207,300	236,900	262,200	300,400	313,000	348,600	408,800	619,300		9	195,000	224,900	250,900	289,100	301,400	335,900	393,300	604,600
	10	208,600	238,600	263,400	302,100	314,700	351,400	412,200	624,900		10	196,300	226,600	252,100	290,800	303,100	338,700	396,700	610,200
	11	209,900	239,900	264,700	303,700	316,400	354,200	415,600	629,400		11	197,600	228,000	253,400	292,400	304,800	341,500	400,100	614,700
	12	211,200	241,200	266,000	305,200	318,100	357,000	419,000	632,900		12	198,900	229,400	254,700	293,900	306,500	344,300	403,500	618,200
	13	212,700	242,500	267,300	306,700	319,600	359,800	422,300	635,900		13	200,400	230,800	256,000	295,400	308,000	347,100	406,800	621,200
	14	214,600	243,700	268,600	308,400	321,000	362,600	425,700	638,400		14	202,400	232,100	257,300	297,100	309,400	349,900	410,200	623,700
	15	216,600	244,900	269,900	309,900	322,500	365,300	429,100	640,400		15	204,400	233,400	258,600	298,700	310,900	352,600	413,600	625,700
	16	218,600	246,100	271,200	311,400	324,000	368,000	432,500	641,900		16	206,400	234,700	259,900	300,200	312,400	355,300	417,000	627,200
	17	220,500	247,300	272,600	312,900	325,400	370,700	435,800	642,900		17	208,300	236,000	261,300	301,700	313,800	358,000	420,300	628,200
	18	222,600	248,800	274,200	314,400	327,100	373,500	439,300	643,900		18	210,400	237,600	262,900	303,200	315,500	360,800	423,800	629,200
	19	224,700	250,300	275,600	315,900	328,800	376,200	442,800			19	212,500	239,200	264,300	304,700	317,200	363,500	427,300	
	20	226,700	251,800	277,200	317,400	330,600	378,900	446,200			20	214,600	240,800	265,900	306,200	319,000	366,200	430,700	
	21	228,700	253,200	278,700	319,000	332,300	381,600	449,600			21	216,600	242,300	267,500	307,800	320,700	368,900	434,100	
	22	230,800	254,500	280,500	320,700	334,100	384,100	453,100			22	218,700	243,600	269,300	309,500	322,500	371,400	437,600	
	23	232,900	255,700	282,300	322,400	335,900	386,600	456,600			23	220,800	244,800	271,100	311,200	324,300	373,900	441,100	
	24	235,000	256,900	284,100	324,100	337,700	389,100	460,100			24	222,900	246,000	272,900	313,000	326,100	376,400	444,600	
	25	236,900	258,000	285,800	325,800	339,500	391,400	463,500			25	224,900	247,100	274,700	314,700	328,000	378,700	448,000	
	26	238,600	258,900	287,500	327,400	341,400	393,700	466,900			26	226,600	248,000	276,400	316,300	329,900	381,000	451,400	
	27	239,900	259,800	289,200	329,200	343,400	396,000	470,200			27	228,000	248,900	278,200	318,100	331,900	383,300	454,700	
	28	241,200	260,600	290,900	331,000	345,300	398,200	473,500			28	229,400	249,700	279,900	319,900	333,800	385,500	458,000	
	29	242,500	261,400	292,700	332,600	347,200	400,300	476,700			29	230,800	250,500	281,700	321,700	335,700	387,600	461,200	
	30	243,700	262,400	294,300	334,200	349,000	402,500	479,900			30	232,100	251,600	283,400	323,300	337,500	389,800	464,400	
	31	244,900	263,400	295,900	335,800	350,800	404,600	483,000			31	233,400	252,600	285,000	324,900	339,300	391,900	467,500	
</td																			

57	256,600	300,200	335,400	374,100	391,100	451,500	533,300			57	246,200	290,200	325,100	363,300	379,900	438,800	518,300	
58	257,100	301,500	337,100	375,300	392,100	452,400	534,000			58	246,700	291,500	326,800	364,500	380,900	439,700	519,000	
59	257,600	302,800	338,700	376,400	393,100	453,200	534,700			59	247,200	292,900	328,400	365,600	381,900	440,500	519,700	
60	258,200	304,100	340,300	377,500	394,100	454,100	535,400			60	247,800	294,200	330,000	366,700	382,900	441,400	520,400	
61	258,700	305,200	341,800	378,600	395,000	454,800	535,900			61	248,300	295,400	331,600	367,800	383,800	442,100	521,000	
62	259,200	306,400	343,300	379,400	395,900	455,500	536,600			62	248,800	296,700	333,100	368,600	384,700	442,800	521,700	
63	259,800	307,600	344,800	380,100	396,800	456,200	537,300			63	249,400	297,900	334,600	369,300	385,600	443,500	522,400	
64	260,400	308,900	346,300	380,800	397,700	456,900	538,000			64	250,000	299,200	336,100	370,000	386,500	444,200	523,100	
65	261,000	310,100	347,800	381,500	398,400	457,600	538,500			65	250,600	300,400	337,600	370,700	387,200	444,900	523,700	
66	261,500	311,500	348,800	382,100	399,000	458,400	539,200			66	251,100	301,900	338,700	371,300	387,800	445,700	524,400	
67	262,000	312,900	349,800	382,700	399,700	459,200	539,900			67	251,600	303,300	339,700	371,900	388,500	446,500	525,100	
68	262,500	314,300	350,800	383,300	400,400	460,000	540,500			68	252,100	304,700	340,700	372,500	389,200	447,300	525,800	
69	263,000	315,700	351,900	383,800	401,000	460,600	541,100			69	252,600	306,100	341,800	373,100	389,800	447,900	526,400	
70	263,500	316,900	352,800	384,400	401,500	461,000	541,900			70	253,100	307,400	342,700	373,700	390,300	448,300	527,500	
71	264,000	318,100	353,700	384,900	402,200	461,500	542,700			71	253,600	308,700	343,600	374,200	391,000	448,800	528,600	
72	264,500	319,400	354,600	385,400	402,800	462,000	543,500			72	254,100	310,000	344,500	374,700	391,600	449,300	529,700	
73	265,100	320,500	355,300	385,900	403,400	462,600	544,400			73	254,700	311,100	345,200	375,200	392,200	449,900	530,600	
74	265,500	321,600	356,100	386,400	404,000	463,100	545,500			74	255,100	312,200	346,000	375,700	392,800	450,500	531,700	
75	265,900	322,800	356,900	386,900	404,700	463,600	546,600			75	255,500	313,400	346,800	376,200	393,500	451,100	532,800	
76	266,300	323,800	357,700	387,400	405,300	463,900	547,700			76	255,900	314,400	347,600	376,700	394,100	451,400	533,900	
77	266,700	324,700	358,400	387,900	405,900	464,200	548,800			77	256,300	315,400	348,400	377,200	394,700	451,700	535,000	
78	267,100	325,800	359,000	388,400	406,500	464,600				78	256,700	316,500	349,000	377,700	395,300	452,200		
79	267,400	326,900	359,600	388,900	407,200	465,100				79	257,000	317,700	349,600	378,200	396,000	452,700		
80	267,700	327,900	360,100	389,400	407,800	465,500				80	257,300	318,700	350,100	378,700	396,600	453,100		
81	268,000	328,900	360,700	389,900	408,400	465,900				81	257,600	319,700	350,700	379,200	397,200	453,500		
82	268,300	329,800	361,200	390,400	409,100	466,300				82	257,900	320,700	351,200	379,700	397,900	453,900		
83	268,800	330,700	361,700	390,900	409,500	466,800				83	258,400	321,700	351,700	380,200	398,300	454,400		
84	269,200	331,500	362,200	391,300	410,000	467,300				84	258,800	322,500	352,200	380,600	398,900	454,900		
85	269,600	332,300	362,700	391,700	410,500	467,700				85	259,200	323,300	352,700	381,000	399,400	455,300		
86	270,100	333,000	363,100	392,100	411,100	468,100				86	259,700	324,000	353,100	381,400	400,000	455,700		
87	270,600	333,700	363,400	392,500	411,700	468,500				87	260,200	324,700	353,400	381,800	400,600	456,100		
88	271,100	334,300	363,700	392,900	412,300	468,900				88	260,700	325,300	353,700	382,200	401,200	456,500		
89	271,500	335,000	364,000	393,200	412,800	469,300				89	261,100	326,000	354,000	382,600	401,800	456,900		
90	272,000	335,700	364,300	393,600	413,400	469,700				90	261,600	326,700	354,300	383,000	402,400	457,300		
91	272,500	336,300	364,600	394,000	413,900	470,100				91	262,100	327,300	354,600	383,400	402,900	457,700		
92	273,000	336,800	364,900	394,300	414,300	470,500				92	262,600	327,800	354,900	383,700	403,400	458,100		
93	273,400	337,400	365,200	394,600	414,700	470,800				93	263,000	328,400	355,200	384,000	403,800	458,400		
94		337,900	365,500	395,000	415,200	471,200				94		328,900	355,500	384,400	404,300	459,100		
95		338,400	365,800	395,400	415,600	471,600			</									

			371,800	402,200	423,600				
120			372,000	402,400	423,800				
121			372,200						
122			372,400						
123			372,600						
124			372,800						
125			373,000						
126			373,200						
127			373,300						
128			373,400						
129			373,600						
130			373,800						
131			373,900						
132			374,000						
133			374,200						
134			374,400						
135			374,500						
136			374,600						
137									
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円	
		196,700	219,500	267,800	302,000	320,400 (343,800) (397,800)	378,600	431,400	465,400

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に10,000円をそれぞれ加算した額とする。

3 [略]

			361,800	391,600	413,400			
120			362,000	391,800	413,600			
121			362,200					
122			362,400					
123			362,600					
124			362,800					
125			363,000					
126			363,200					
127			363,300					
128			363,400					
129			363,600					
130			363,800					
131			363,900					
132			364,000					
133			364,200					
134			364,400					
135			364,500					
136			364,600					
137								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,900	円 210,700	円 257,800	円 291,400	円 309,000 (332,400) (386,400)	円 366,200	円 416,700	円 450,700

備考

1 [略]

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。

3 [略]

別表第2 企業職給料表（第4条関係）

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	184,700	188,800	240,500	271,300
	2	185,800	189,900	242,600	273,100
	3	186,900	191,000	244,700	274,800
	4	188,000	192,100	246,800	276,600
	5	189,000	193,100	248,700	278,200
	6	190,100	194,200	250,500	279,900
	7	191,200	195,300	252,300	281,600
	8	192,300	196,400	254,100	283,200
	9	193,300	197,400	255,900	284,800
	10	194,400	198,500	256,900	286,200
	11	195,500	199,600	257,900	287,500
	12	196,600	200,700	259,000	288,800
	13	197,600	202,000	260,000	290,200
	14	198,700	203,200	261,100	291,700
	15	199,800	204,300	262,200	293,000
	16	200,900	205,400	263,300	294,300
	17	202,000	206,500	264,500	295,700
	18	203,200	207,800	265,500	297,100
	19	204,300	209,100	266,500	298,400
	20	205,400	210,400	267,500	299,700
	21	206,500	211,700	268,400	300,900
	22	207,800	213,300	269,500	302,400
	23	209,100	215,100	270,600	303,900
	24	210,400	216,900	271,700	305,400
	25	211,700	218,700	272,700	306,900
	26	213,300	220,700	274,000	308,400
	27	215,100	222,700	275,300	309,900
	28	216,900	224,700	276,600	311,400
	29	218,700	226,600	277,800	312,900
	30	220,700	228,600	279,000	314,200
	31	222,700	230,500	280,200	315,500
	32	224,700	232,500	281,400	316,800
	33	226,700	234,400	282,400	318,200
	34	228,600	235,700	283,700	319,600
	35	230,500	237,000	285,000	321,000
	36	232,400	238,200	286,300	322,400
	37	234,400	239,300	287,500	324,000
	38	235,800	240,200	288,800	325,500
	39	237,000	241,100	290,100	327,000
	40	238,200	242,000	291,400	328,500
	41	239,300	243,000	292,600	329,900
	42	240,200	244,400	293,900	331,300
	43	241,100	245,800	295,200	332,700
	44	242,000	247,200	296,500	334,100
	45	243,000	248,400	297,900	335,600
	46	243,500	249,700	299,300	337,100

別表第2 企業職給料表（第4条関係）

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	172,400	176,500	229,500	260,500
	2	173,500	177,600	231,600	262,300
	3	174,600	178,700	233,700	264,100
	4	175,700	179,800	235,800	265,900
	5	176,700	180,800	237,700	267,500
	6	177,800	181,900	239,500	269,200
	7	178,900	183,000	241,300	270,900
	8	180,000	184,100	243,100	272,500
	9	181,000	185,100	244,900	274,100
	10	182,100	186,200	245,900	275,500
	11	183,200	187,300	246,900	276,800
	12	184,300	188,400	248,000	278,100
	13	185,300	189,700	249,000	279,500
	14	186,400	190,900	250,100	281,000
	15	187,500	192,000	251,200	282,400
	16	188,600	193,100	252,300	283,700
	17	189,700	194,200	253,500	285,100
	18	190,900	195,500	254,600	286,500
	19	192,000	196,800	255,600	287,800
	20	193,100	198,100	256,600	289,100
	21	194,200	199,500	257,600	290,300
	22	195,500	201,200	258,700	291,800
	23	196,800	203,000	259,800	293,300
	24	198,100	204,800	260,900	294,800
	25	199,500	206,600	262,100	296,400
	26	201,200	208,600	263,400	297,900
	27	203,000	210,600	264,800	299,400
	28	204,800	212,600	266,100	300,900
	29	206,600	214,600	267,400	302,500
	30	208,600	216,600	268,700	303,900
	31	210,600	218,500	269,900	305,200
	32	212,600	220,500	271,100	306,600
	33	214,600	222,500	272,200	308,000
	34	216,600	224,000	273,500	309,400
	35	218,500	225,300	274,800	310,800
	36	220,500	226,600	276,100	312,200
	37	222,500	227,800	277,400	313,800
	38	223,900	228,800	278,800	315,300
	39	225,200	229,800	280,100	316,800
	40	226,500	230,800	281,400	318,300
	41	227,800	231,900	282,600	319,700
	42	228,800	233,400	283,900	321,100
	43	229,800	234,900	285,200	322,500
	44	230,800	236,400	286,600	323,900
	45	231,900	237,700	288,000	325,400
	46	232,500	239,000	289,400	326,900

47	244,000	250,900	300,700	338,600		47	233,100	240,200	290,800	328,400
48	244,500	252,000	302,100	340,100		48	233,700	241,300	292,200	329,900
49	244,900	253,100	303,400	341,600		49	234,300	242,400	293,600	331,400
50	245,100	253,900	304,800	343,200		50	234,600	243,200	295,000	333,000
51	245,300	254,700	306,400	344,600		51	234,900	244,000	296,600	334,400
52	245,500	255,400	307,800	346,000		52	235,200	244,700	298,000	335,800
53	245,700	256,100	309,200	347,500		53	235,400	245,500	299,400	337,300
54	246,100	257,000	310,400	348,700		54	235,800	246,400	300,700	338,500
55	246,500	257,900	311,800	349,900		55	236,200	247,300	302,100	339,700
56	246,900	258,800	313,200	351,100		56	236,600	248,200	303,500	340,900
57	247,300	259,800	314,600	352,200		57	237,100	249,200	304,900	342,000
58	247,400	261,000	316,100	353,400		58	237,200	250,500	306,400	343,200
59	247,600	262,200	317,500	354,500		59	237,400	251,700	307,800	344,300
60	247,800	263,400	318,800	355,600		60	237,600	252,900	309,200	345,400
61	248,000	264,400	320,100	356,700		61	237,800	254,000	310,500	346,500
62	248,100	265,600	321,500	357,500		62	237,900	255,200	311,900	347,300
63	248,200	266,900	322,900	358,200		63	238,100	256,500	313,300	348,000
64	248,300	268,100	324,200	358,900		64	238,200	257,800	314,600	348,700
65	248,400	269,400	325,600	359,600		65	238,300	259,100	316,000	349,400
66	248,600	270,500	327,100	360,100		66	238,500	260,200	317,500	349,900
67	248,800	271,600	328,500	360,600		67	238,700	261,400	318,900	350,400
68	248,900	272,700	329,900	361,100		68	238,800	262,500	320,300	350,900
69	249,100	273,900	331,400	361,500		69	239,000	263,700	321,800	351,400
70	249,400	275,000	332,900	361,900		70	239,300	264,800	323,300	351,800
71	249,700	276,100	334,400	362,200		71	239,600	266,000	324,800	352,100
72	250,000	277,200	335,900	362,600		72	239,900	267,200	326,300	352,500
73	250,200	278,300	337,200	363,000		73	240,100	268,300	327,600	352,900
74	250,500	279,500	338,500	363,300		74	240,400	269,500	328,900	353,200
75	250,800	280,700	339,800	363,700		75	240,700	270,800	330,200	353,600
76	251,100	281,900	341,200	364,100		76	241,000	272,100	331,600	354,000
77	251,500	283,000	342,600	364,400		77	241,400	273,200	333,000	354,300
78	251,800	284,200	343,200	364,700		78	241,800	274,400	333,600	354,700
79	252,100	285,400	343,800	365,100		79	242,100	275,600	334,200	355,100
80	252,400	286,600	344,300	365,400		80	242,400	276,900	334,700	355,400
81	252,700	287,700	344,800	365,700		81	242,700	278,100	335,200	355,700
82	253,100	288,800	345,300	366,000		82	243,100	279,200	335,700	356,000
83	253,400	289,900	345,800	366,300		83	243,400	280,400	336,200	356,300
84	253,800	291,000	346,200	366,600		84	243,800	281,600	336,600	356,600
85	254,100	292,100	346,600	366,900		85	244,100	282,700	337,000	356,900
86	254,400	293,200	347,000	367,200		86	244,400	283,900	337,400	357,200
87	254,700	294,400	347,400	367,500		87	244,700	285,100	337,800	357,500
88	255,000	295,400	347,800	367,700		88	245,000	286,100	338,200	357,700
89	255,100	296,500	348,100	367,900		89	245,200	287,200	338,500	357,900
90	255,300	297,600	348,400	368,100		90	245,400	288,400	338,800	358,200
91	255,500	298,700	348,700	368,300		91	245,600	289,500	339,100	358,400
92	255,700	299,800	349,000	368,500		92	245,800	290,600	339,400	358,600
93	255,900	300,700	349,200	368,700		93	246,000	291,600	339,600	358,800
94	256,100	301,600	349,400	368,900		94	246,200	292,600	339,800	359,000
95	256,400	302,500	349,600	369,100		95	246,500	293,500	340,000	359,200
96	256,600	303,400	349,800	369,300		96	246,700	294,500	340,200	359,400
97	256,900	304,400	350,000	369,500		97	247,000	295,500	340,400	359,600

98	257,300	305,400		369,700		98	247,400	296,500		359,800
99	257,600	306,400		369,900		99	247,700	297,500		360,000
100	257,900	307,200		370,100		100	248,000	298,400		360,200
101	258,200	308,000		370,200		101	248,300	299,200		360,300
102	258,500	308,900		370,400		102	248,600	300,100		360,500
103	258,800	309,800		370,600		103	248,900	301,000		360,700
104	259,100	310,700		370,800		104	249,200	301,900		360,900
105	259,400	311,500		370,900		105	249,500	302,800		361,000
106		312,200		371,100		106		303,600		361,200
107		312,900		371,300		107		304,400		361,400
108		313,500		371,400		108		305,000		361,500
109		314,200		371,500		109		305,700		361,600
110		314,800		371,600		110		306,300		361,800
111		315,400		371,700		111		306,900		361,900
112		315,800		371,800		112		307,300		362,000
113		316,300		371,900		113		307,800		362,100
114		316,800		372,100		114		308,300		362,300
115		317,200		372,200		115		308,700		362,400
116		317,600		372,300		116		309,100		362,500
117		318,100		372,400		117		309,600		362,600
118		318,600				118		310,100		
119		319,100				119		310,600		
120		319,500				120		311,000		
121		319,700				121		311,300		
122		320,000				122		311,600		
123		320,400				123		312,000		
124		320,700				124		312,400		
125		321,100				125		312,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額	
	円	195,900	円	218,700	円	266,900	円	300,700	円	187,600
備考 [略]										
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額	
	円	210,400	円	257,300	円	290,900	円		円	
備考 [略]										

神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月9日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

### 神戸市水道管理規程第6号

### 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を改正する規程

第1条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100</u>分の<u>127.5</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100</u>分の<u>107.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100</u>分の<u>125</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100</u>分の<u>105</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間</p>

間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～12 [略]

（勤勉手当）

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5（特定幹部職員

におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～12 [略]

（勤勉手当）

第4条 [略]

2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105（特定幹部職員に

<p>にあつては、<u>100分の127.5</u>）とあるのは、「<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>あつては、<u>100分の125</u>）とあるのは、「<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
---	--

第2条 神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の126.25</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額に<u>100分の127.5</u>（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>

<p>号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～12 [略] (勤勉手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）」と</p>	<p>に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～12 [略] (勤勉手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に企業の経営状況その他の事情を考慮して、算定基礎額に、<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額に管理者が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）」とする。</p>
---	---

する。

4～6 [略]

4～6 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用期日)

- 2 第1条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の規定は、令和7年12月1日から適用する。

神戸市水道局庁舎管理規程をここに公布する。

令和7年12月9日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第7号

神戸市水道局庁舎管理規程

(目的)

第1条 この規程は、庁舎の管理に関し必要な事項を定め、公務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「庁舎」とは、神戸市水道局総合庁舎（以下「総合庁舎」という。）及び神戸市水道局事業所規程（平成24年3月水道管理規程第2号）第2条に定める事業所の事務所（東部水道管理事務所を除く。）をいう。

2 この規程において「庁舎管理者」とは、別表の左欄に掲げる庁舎の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をいう。

(庁舎管理権の委任)

第3条 水道事業管理者は、総合庁舎の管理に関する事を経営企画課長に委任する。

2 水道事業管理者は、総合庁舎以外の庁舎の管理に関する事を当該事務所の長に委任する。

(庁舎への出入り)

第4条 庁舎管理者は、公務の円滑な遂行又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎への出入りをしようとする者に対し、その氏名及び出入りの目的を明らかにすることを求めることができる。

(許可を必要とする行為)

第5条 庁舎内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、庁舎管理者の許可を受けるものとする。ただし、庁舎管理者が指定する行為については、この限りでない。

- (1) 物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。
- (2) ビラ、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類する物を配布し、又

は掲示すること。

- (3) テントその他の施設又は工作物を設置すること。
- (4) 集会を開催すること。
- (5) 撮影その他これに類する行為を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が許可を必要と認める行為をすること。

2 庁舎管理者は、前項の許可に際して必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(庁舎内での遵守事項)

第6条 何人も、庁舎内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 庁舎若しくは庁舎内の物品を損傷し、若しくは滅失し、又は庁舎の美観を損ねないこと。
- (2) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (3) 乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 職員に面談を強要しないこと。
- (5) 職員の求めがあったときは直ちに退去すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の適正な庁舎の利用又は公務の円滑な遂行を妨げる行為をしないこと。

(違反行為に対する措置)

第7条 庁舎管理者は、次に掲げる者に対し、庁舎への出入りを禁止し、許可を取り消し、又は違反事項のは正、行為の禁止、庁舎からの退去、物件の撤去その他必要な措置を命じることができる。

- (1) 第4条の規定に違反して氏名又は出入りの目的を明らかにしない者
  - (2) 第5条第1項の規定に違反して庁舎管理者の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の許可に付した条件に違反した者
  - (3) 前条の規定に違反した者又は違反するおそれのあることが明らかである者
- (職員等の協力義務)

第8条 職員は、庁舎の清掃及び清潔保持に努めるほか、庁舎管理者が庁舎管理上必要な指示をしたときは、それに従わなければならない。

2 職員は、火災、盗難、庁舎の異常等庁舎管理上必要な事項について、庁舎管理者に対し、通報、連絡又は臨機の措置を講じなければならない。

(施行細目の委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

#### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

庁舎	庁舎管理者
総合庁舎	経営企画課長
浄水統括事務所	浄水統括事務所長
西部水道管理事務所	西部水道管理事務所長
水質試験所	水質試験所長
北部水道管理事務所	北部水道管理事務所長
上ヶ原浄水事務所	上ヶ原浄水事務所長
千苅浄水事務所	千苅浄水事務所長

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月9日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第13号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年4月6日交通管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(支給額及び支給方法)	(支給額及び支給方法)
第8条の5 [略]	第8条の5 [略]
(1) [略] (2) 職員が現に受ける給料の月額が その者の年齢に対応する次の表に 掲げる金額に達しないときは、その 達しない額に相当する額(その額が 17,000円を超えるときは、17,000 円)を前号に規定する額に加算して 支給することができる。この場合に おいて、現に加算を受ける者が昇給	(1) [略] (2) 職員が現に受ける給料の月額が その者の年齢に対応する次の表に 掲げる金額に達しないときは、その 達しない額に相当する額(その額が 17,000円を超えるときは、17,000 円)を前号に規定する額に加算して 支給することができる。この場合に おいて、現に加算を受ける者が昇給

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上	190,	22歳2ヶ月以上	208,	28歳10ヶ月以上	238,
未満	円23歳未満		円29歳8ヶ月未満		円
16歳以上	192,	23歳以上	211,	29歳8ヶ月以上	241,
未満	円10月未満		円30歳6ヶ月未満		円
17歳以上	194,	23歳10ヶ月以上	214,	30歳6ヶ月以上	243,
未満	円24歳8ヶ月未満		円31歳4ヶ月未満		円
18歳以上	196,	24歳8ヶ月以上	218,	31歳4ヶ月以上	246,
10月末満	円25歳6ヶ月未満		円32歳2ヶ月未満		円
18歳10ヶ月以上	198,	25歳6ヶ月以上	222,	32歳2ヶ月以上	247,
19歳8ヶ月未満	円26歳4ヶ月未満		円33歳未満		円
19歳8ヶ月以上	200,	26歳4ヶ月以上	226,	33歳以上	248,
20歳6ヶ月未満	円27歳2ヶ月未満		円10月末満		円

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上	177,	22歳2ヶ月以上	196,	28歳10ヶ月以上	226,
未満	円23歳未満		円29歳8ヶ月未満		円
16歳以上	180,	23歳以上	198,	29歳8ヶ月以上	229,
未満	円10月未満		円30歳6ヶ月未満		円
17歳以上	182,	23歳10ヶ月以上	202,	30歳6ヶ月以上	232,
未満	円24歳8ヶ月未満		円31歳4ヶ月未満		円
18歳以上	184,	24歳8ヶ月以上	206,	31歳4ヶ月以上	234,
10月末満	円25歳6ヶ月未満		円32歳2ヶ月未満		円
18歳10ヶ月以上	186,	25歳6ヶ月以上	210,	32歳2ヶ月以上	236,
19歳8ヶ月未満	円26歳4ヶ月未満		円33歳未満		円
19歳8ヶ月以上	188,	26歳4ヶ月以上	214,	33歳以上	237,
20歳6ヶ月未満	円27歳2ヶ月未満		円10月末満		円

20歳 6 月以上	203, 600	27歳 2 月以上	230, 800	33歳 10 月以上	249, 300
21歳 4 月未満	円 満	28歳未 月未満	円 月未満	34歳 8 月未満	円
21歳 4 月以上	206, 200	28歳以 上 28歳	235, 000	34歳 8 月以上	249, 900
22歳 2 月未満	円 満	10月未 満	円		円

20歳 6 月以上	191, 300	27歳 2 月以上	218, 700	33歳 10 月以上	238, 600
21歳 4 月未満	円 満	28歳未 月未満	円 月未満	34歳 8 月未満	円
21歳 4 月以上	193, 900	28歳以 上 28歳	222, 900	34歳 8 月以上	239, 400
22歳 2 月未満	円 満	10月未 満	円		円

(3)～(5) [略]

2、3 [略]

(減額すべき給与額及び減額方法)

第20条 前条に規定する場合及び休暇規程第7条第1項に規定する職員の休日である場合、休暇(介護休暇及び介護時間並びに育児部分休暇を除く。)を除くほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき(神戸市交通局職員の育児休業に関する規程(平成4年4月交規第1号)第5条の2に規定する部分休業の承認(以下「部分休業の承認」という。)、高齢者部分休業の承認、介護休暇及び介護時間の承認並びに育児部分休暇の承認を受けたときを含む。)は、すべて給与を減額する。

2～3 [略]

4 職員が承認がなくて勤務しなかつた時間数、部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた

(3)～(5) [略]

2、3 [略]

(減額すべき給与額及び減額方法)

第20条 前条に規定する場合及び休暇規程第7条第1項に規定する職員の休日である場合、休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)を除くほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき(神戸市交通局職員の育児休業に関する規程(平成4年4月交規第1号)第5条の2に規定する部分休業の承認(以下「部分休業の承認」という。)並びに高齢者部分休業の承認、介護休暇及び介護時間の承認を受けたときを含む。)は、すべて給与を減額する。

2～3 [略]

4 職員が承認がなくて勤務しなかつた時間数、部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた

時間数、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しなかつた時間数並びに育児部分休暇の承認を受けて勤務をしなかつた時間数は、その計算期間ごとに計算しその時間数は1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

時間数、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しなかつた時間数は、その計算期間ごとに計算しその時間数は1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前											
別表第1 一般職給料表 (第5条関係)											別表第1 一般職給料表 (第5条関係)										
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	197,600	220,500	248,200	285,000	296,200	326,900	386,100	553,300	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	185,300	208,300	236,900	273,700	284,600	314,200	370,600	537,800		
	2	198,700	222,600	250,000	287,000	298,300	329,600	388,600	563,500		2	186,400	210,400	238,700	275,700	286,700	316,900	373,100	548,300		
	3	199,800	224,700	251,800	289,000	300,400	332,300	391,100	573,600		3	187,500	212,500	240,500	277,700	288,800	319,600	375,600	558,500		
	4	200,900	226,700	253,500	291,000	302,500	335,000	393,600	582,900		4	188,600	214,600	242,200	279,700	290,900	322,300	378,100	567,900		
	5	202,200	228,700	255,200	292,900	304,400	337,600	396,000	591,400		5	189,900	216,600	243,900	281,600	292,800	324,900	380,500	576,500		
	6	203,600	230,800	256,900	294,800	306,500	340,300	399,200	598,700		6	191,300	218,700	245,600	283,500	294,900	327,600	383,700	583,900		
	7	204,900	232,900	258,600	296,700	308,600	343,100	402,400	605,700		7	192,600	220,800	247,300	285,400	297,000	330,400	386,900	591,000		
	8	206,200	235,000	260,400	298,500	310,800	345,900	405,600	612,800		8	193,900	222,900	249,100	287,200	299,200	333,200	390,100	598,100		
	9	207,300	236,900	262,200	300,400	313,000	348,600	408,800	619,300		9	195,000	224,900	250,900	289,100	301,400	335,900	393,300	604,600		
	10	208,600	238,600	263,400	302,100	314,700	351,400	412,200	624,900		10	196,300	226,600	252,100	290,800	303,100	338,700	396,700	610,200		
	11	209,900	239,900	264,700	303,700	316,400	354,200	415,600	629,400		11	197,600	228,000	253,400	292,400	304,800	341,500	400,100	614,700		
	12	211,200	241,200	266,000	305,200	318,100	357,000	419,000	632,900		12	198,900	229,400	254,700	293,900	306,500	344,300	403,500	618,200		
	13	212,700	242,500	267,300	306,700	319,600	359,800	422,300	635,900		13	200,400	230,800	256,000	295,400	308,000	347,100	406,800	621,200		
	14	214,600	243,700	268,600	308,400	321,000	362,600	425,700	638,400		14	202,400	232,100	257,300	297,100	309,400	349,900	410,200	623,700		
	15	216,600	244,900	269,900	309,900	322,500	365,300	429,100	640,400		15	204,400	233,400	258,600	298,700	310,900	352,600	413,600	625,700		
	16	218,600	246,100	271,200	311,400	324,000	368,000	432,500	641,900		16	206,400	234,700	259,900	300,200	312,400	355,300	417,000	627,200		
	17	220,500	247,300	272,600	312,900	325,400	370,700	435,800	642,900		17	208,300	236,000	261,300	301,700	313,800	358,000	420,300	628,200		
	18	222,600	248,800	274,200	314,400	327,100	373,500	439,300	643,900		18	210,400	237,600	262,900	303,200	315,500	360,800	423,800	629,200		
	19	224,700	250,300	275,600	315,900	328,800	376,200	442,800		19	212,500	239,200	264,300	304,700	317,200	363,500	427,300				
	20	226,700	251,800	277,200	317,400	330,600	378,900	446,200		20	214,600	240,800	265,900	306,200	319,000	366,200	430,700				
	21	228,700	253,200	278,700	319,000	332,300	381,600	449,600		21	216,600	242,300	267,500	307,800	320,700	368,900	434,100				
	22	230,800	254,500	280,500	320,700	334,100	384,100	453,100		22	218,700	243,600	269,300	309,500	322,500	371,400	437,600				
	23	232,900	255,700	282,300	322,400	335,900	386,600	456,600		23	220,800	244,800	271,100	311,200	324,300	373,900	441,100				
	24	235,000	256,900	284,100	324,100	337,700	389,100	460,100		24	222,900	246,000	272,900	313,000	326,100	376,400	444,600				
	25	236,900	258,000	285,800	325,800	339,500	391,400	463,500		25	224,900	247,100	274,700	314,700	328,000	378,700	448,000				
	26	238,600	258,900	287,500	327,400	341,400	393,700	466,900		26	226,600	248,000	276,400	316,300	329,900	381,000	451,400				
	27	239,900	259,800	289,200	329,200	343,400	396,000	470,200		27	228,000	248,900	278,200	318,100	331,900	383,300	454,700				
	28	241,200	260,600	290,900	331,000	345,300	398,200	473,500		28	229,400	249,700	279,900	319,900	333,800	385,500	458,000				
	29	242,500	261,400	292,700	332,600	347,200	400,300	476,700		29	230,800	250,500	281,700	321,700	335,700	387,600	461,200				
	30	243,700	262,400	294,300	334,200	349,000	402,500	479,900		30	232,100	251,600	283,400	323,300	337,500	389,800	464,400				
	31	244,900	263,400	295,900	335,800	350,800	404,600	483,000		31	233,400	252,600	285,000	324,900	339,300	391,900	467,500				

52	254,800	292,600	327,400	368,800	384,200	446,500	529,700			52	244,400	282,400	317,000	357,900	373,000	433,800	514,500
53	255,200	294,100	329,000	370,000	385,800	448,200	530,500			53	244,800	283,900	318,600	359,100	374,600	435,500	515,400
54	255,600	295,600	330,500	371,100	387,200	449,100	531,200			54	245,200	285,500	320,200	360,200	376,000	436,400	516,100
55	256,000	297,100	332,100	372,000	388,600	450,000	531,900			55	245,600	287,000	321,800	361,200	377,400	437,300	516,800
56	256,300	298,600	333,700	373,100	389,900	450,800	532,600			56	245,900	288,600	323,400	362,300	378,700	438,100	517,500
57	256,600	300,200	335,400	374,100	391,100	451,500	533,300			57	246,200	290,200	325,100	363,300	379,900	438,800	518,300
58	257,100	301,500	337,100	375,300	392,100	452,400	534,000			58	246,700	291,500	326,800	364,500	380,900	439,700	519,000
59	257,600	302,800	338,700	376,400	393,100	453,200	534,700			59	247,200	292,900	328,400	365,600	381,900	440,500	519,700
60	258,200	304,100	340,300	377,500	394,100	454,100	535,400			60	247,800	294,200	330,000	366,700	382,900	441,400	520,400
61	258,700	305,200	341,800	378,600	395,000	454,800	535,900			61	248,300	295,400	331,600	367,800	383,800	442,100	521,000
62	259,200	306,400	343,300	379,400	395,900	455,500	536,600			62	248,800	296,700	333,100	368,600	384,700	442,800	521,700
63	259,800	307,600	344,800	380,100	396,800	456,200	537,300			63	249,400	297,900	334,600	369,300	385,600	443,500	522,400
64	260,400	308,900	346,300	380,800	397,700	456,900	538,000			64	250,000	299,200	336,100	370,000	386,500	444,200	523,100
65	261,000	310,100	347,800	381,500	398,400	457,600	538,500			65	250,600	300,400	337,600	370,700	387,200	444,900	523,700
66	261,500	311,500	348,800	382,100	399,000	458,400	539,200			66	251,100	301,900	338,700	371,300	387,800	445,700	524,400
67	262,000	312,900	349,800	382,700	399,700	459,200	539,900			67	251,600	303,300	339,700	371,900	388,500	446,500	525,100
68	262,500	314,300	350,800	383,300	400,400	460,000	540,500			68	252,100	304,700	340,700	372,500	389,200	447,300	525,800
69	263,000	315,700	351,900	383,800	401,000	460,600	541,100			69	252,600	306,100	341,800	373,100	389,800	447,900	526,400
70	263,500	316,900	352,800	384,400	401,500	461,000	541,900			70	253,100	307,400	342,700	373,700	390,300	448,300	527,500
71	264,000	318,100	353,700	384,900	402,200	461,500	542,700			71	253,600	308,700	343,600	374,200	391,000	448,800	528,600
72	264,500	319,400	354,600	385,400	402,800	462,000	543,500			72	254,100	310,000	344,500	374,700	391,600	449,300	529,700
73	265,100	320,500	355,300	385,900	403,400	462,600	544,400			73	254,700	311,100	345,200	375,200	392,200	449,900	530,600
74	265,500	321,600	356,100	386,400	404,000	463,100	545,500			74	255,100	312,200	346,000	375,700	392,800	450,500	531,700
75	265,900	322,800	356,900	386,900	404,700	463,600	546,600			75	255,500	313,400	346,800	376,200	393,500	451,100	532,800
76	266,300	323,800	357,700	387,400	405,300	463,900	547,700			76	255,900	314,400	347,600	376,700	394,100	451,400	533,900
77	266,700	324,700	358,400	387,900	405,900	464,200	548,800			77	256,300	315,400	348,400	377,200	394,700	451,700	535,000
78	267,100	325,800	359,000	388,400	406,500	464,600				78	256,700	316,500	349,000	377,700	395,300	452,200	
79	267,400	326,900	359,600	388,900	407,200	465,100				79	257,000	317,700	349,600	378,200	396,000	452,700	
80	267,700	327,900	360,100	389,400	407,800	465,500				80	257,300	318,700	350,100	378,700	396,600	453,100	
81	268,000	328,900	360,700	389,900	408,400	465,900				81	257,600	319,700	350,700	379,200	397,200	453,500	
82	268,300	329,800	361,200	390,400	409,100	466,300				82	257,900	320,700	351,200	379,700	397,900	453,900	
83	268,800	330,700	361,700	390,900	409,500	466,800				83	258,400	321,700	351,700	380,200	398,300	454,400	
84	269,200	331,500	362,200	391,300	410,000	467,300				84	258,800	322,500	352,200	380,600	398,900	454,900	
85	269,600	332,300	362,700	391,700	410,500	467,700				85	259,200	323,300	352,700	381,000	399,400	455,300	
86	270,100	333,000	363,100	392,100	411,100	468,100				86	259,700	324,000	353,100	381,400	400,000	455,700	
87	270,600	333,700	363,400	392,500	411,700	468,500				87	260,200	324,700	353,400	381,800	400,600	456,100	
88	271,100	334,300	363,700	392,900	412,300	468,900				88	260,700	325,300	353,700	382,200	401,200	456,500	
89	271,500	335,000	364,000	393,200	412,800	469,300				89	261,100	326,000	354,000	382,600	401,800	456,900	
90	272,000	335,700	364,300	393,600	413,400	469,700				90	261,600	326,700	354,300	383,			

			369, 400	399, 800	420, 300			
109			369, 700	400, 100	420, 700			
110			369, 900	400, 400	421, 000			
111			370, 100	400, 600	421, 300			
112			370, 300	400, 800	421, 500			
113			370, 600	401, 000	421, 900			
114			370, 800	401, 200	422, 200			
115			371, 000	401, 400	422, 500			
116			371, 200	401, 600	422, 700			
117			371, 400	401, 800	423, 100			
118			371, 600	402, 000	423, 400			
119			371, 800	402, 200	423, 600			
120			372, 000	402, 400	423, 800			
121			372, 200					
122			372, 400					
123			372, 600					
124			372, 800					
125			373, 000					
126			373, 200					
127			373, 300					
128			373, 400					
129			373, 600					
130			373, 800					
131			373, 900					
132			374, 000					
133			374, 200					
134			374, 400					
135			374, 500					
136			374, 600					
137								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 196, 700	円 219, 500	円 267, 800	円 302, 000 (343, 800) (397, 800)	円 320, 400 (378, 600)	円 431, 400	円 465, 400

			359, 400	389, 200	409, 800			
109			359, 700	389, 500	410, 200			
110			359, 900	389, 800	410, 500			
111			360, 100	390, 000	410, 900			
112			360, 300	390, 200	411, 100			
113			360, 600	390, 400	411, 500			
114			360, 800	390, 600	411, 800			
115			361, 000	390, 800	412, 200			
116			361, 200	391, 000	412, 400			
117			361, 400	391, 200	412, 800			
118			361, 600	391, 400	413, 100			
119			361, 800	391, 600	413, 400			
120			362, 000	391, 800	413, 600			
121			362, 200					
122			362, 400					
123			362, 600					
124			362, 800					
125			363, 000					
126			363, 200					
127			363, 300					
128			363, 400					
129			363, 600					
130			363, 800					
131			363, 900					
132			364, 000					
133			364, 200					
134			364, 400					
135			364, 500					
136			364, 600					
137								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187, 900	円 210, 700	円 257, 800	円 291, 400	円 309, 000 (332, 400) (386, 400)	円 366, 200	円 416, 700

備考

- 1 [略]  
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に10,000円をそれぞれ加算した額とする。  
3 [略]

備考

- 1 [略]  
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。  
3 [略]

改正後						改正前					
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	
		給料月額									
地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年」前再任用短時間勤務職員」といふ。)以外の職員	1	184,700	188,800	240,500	271,300	286,500	172,400	176,500	229,500	260,500	275,600
	2	185,800	189,900	242,600	273,100	288,300	173,500	177,600	231,600	262,300	277,400
	3	186,900	191,000	244,700	274,800	290,100	174,600	178,700	233,700	264,100	279,200
	4	188,000	192,100	246,800	276,600	291,900	175,700	179,800	235,800	265,900	281,000
	5	189,000	193,100	248,700	278,200	293,800	176,700	180,800	237,700	267,500	282,900
	6	190,100	194,200	250,500	279,900	295,600	177,800	181,900	239,500	269,200	284,700
	7	191,200	195,300	252,300	281,600	297,500	178,900	183,000	241,300	270,900	286,600
	8	192,300	196,400	254,100	283,200	299,400	180,000	184,100	243,100	272,500	288,500
	9	193,300	197,400	255,900	284,800	301,300	181,000	185,100	244,900	274,100	290,400
	10	194,400	198,500	256,900	286,200	302,700	182,100	186,200	245,900	275,500	291,800
	11	195,500	199,600	257,900	287,500	304,100	183,200	187,300	246,900	276,800	293,300
	12	196,600	200,700	259,000	288,800	305,500	184,300	188,400	248,000	278,100	294,700
	13	197,600	202,000	260,000	290,200	306,800	185,300	189,700	249,000	279,500	296,000
	14	198,700	203,200	261,100	291,700	308,000	186,400	190,900	250,100	281,000	297,200
	15	199,800	204,300	262,200	293,000	309,300	187,500	192,000	251,200	282,400	298,500
	16	200,900	205,400	263,300	294,300	310,500	188,600	193,100	252,300	283,700	299,700
	17	202,000	206,500	264,500	295,700	311,800	189,700	194,200	253,500	285,100	301,000
	18	203,200	207,800	265,500	297,100	313,400	190,900	195,500	254,600	286,500	302,600
	19	204,300	209,100	266,500	298,400	314,900	192,000	196,800	255,600	287,800	304,100
	20	205,400	210,400	267,500	299,700	316,500	193,100	198,100	256,600	289,100	305,700
	21	206,500	211,700	268,400	300,900	318,100	194,200	199,500	257,600	290,300	307,300
	22	207,800	213,300	269,500	302,400	319,700	195,500	201,200	258,700	291,800	308,900
	23	209,100	215,100	270,600	303,900	321,300	196,800	203,000	259,800	293,300	310,500
	24	210,400	216,900	271,700	305,400	322,900	198,100	204,800	260,900	294,800	312,100
	25	211,700	218,700	272,700	306,900	324,500	199,500	206,600	262,100	296,400	313,800
	26	213,300	220,700	274,000	308,400	326,200	201,200	208,600	263,400	297,900	315,500
	27	215,100	222,700	275,300	309,900	327,900	203,000	210,600	264,800	299,400	317,200
	28	216,900	224,700	276,600	311,400	329,500	204,800	212,600	266,100	300,900	318,800
	29	218,700	226,600	277,800	312,900	331,200	206,600	214,600	267,400	302,500	320,500
	30	220,700	228,600	279,000	314,200	332,700	208,600	216,600	268,700	303,900	322,000
	31	222,700	230,500	280,200	315,500	334,200	210,600	218,500	269,900	305,200	323,500
	32	224,700	232,500	281,400	316,800	335,700	212,600	220,500	271,100	306,600	325,000
	33	226,700	234,400	282,400	318,200	337,300	214,600	222,500	272,200	308,000	326,600
	34	228,600	235,700	283,700	319,600	338,600	216,600	224,000	273,500	309,400	327,900
	35	230,500	237,000	285,000	321,000	339,900	218,500	225,300	274,800	310,800	329,200
	36	232,400	238,200	286,300	322,400	341,200	220,500	226,600	276,100	312,200	330,500
	37	234,400	239,300	287,500	324,000	342,400	222,500	227,800	277,400	313,800	331,800
	38	235,800	240,200	288,800	325,500	343,700	223,900	228,800	278,800	315,300	333,100
	39	237,000	241,100	290,100	327,000	345,000	225,200	229,800	280,100	316,800	334,400
	40	238,200	242,000	291,400	328,500	346,300	226,500	230,800	281,400	318,300	335,700
	41	239,300	243,000	292,600	329,900	347,600	227,800	231,900	282,600	319,700	337,000
	42	240,200	244,400	293,900	331,300	349,200	228,800	233,400	283,900	321,100	338,700
	43	241,100	245,800	295,200	332,700	350,900	229,800	234,900	285,200	322,500	340,400
	44	242,000	247,200	296,500	334,100	352,500	230,800	236,400	286,600	323,900	342,000
	45	243,000	248,400	297,900	335,600	354,100	231,900	237,700	288,000	325,400	343,600
	46	243,500	249,700	299,300	337,100	355,500	232,500	239,000	289,400	326,900	345,000
	47	244,000	250,900	300,700	338,600	356,700	233,100	240,200	290,800	328,400	346,200
	48	244,500	252,000	302,100	340,100	358,000	233,700	241,300	292,200	329,900	347,500
	49	244,900	253,100	303,400	341,600	359,300	234,300	242,400	293,600	331,400	348,800
	50	245,100	253,900	304,800	343,200	360,600	234,600	243,200	295,000	333,000	350,200

51	245,300	254,700	306,400	344,600	361,900			51	234,900	244,000	296,600	334,400	351,500
52	245,500	255,400	307,800	346,000	363,200			52	235,200	244,700	298,000	335,800	352,900
53	245,700	256,100	309,200	347,500	364,500			53	235,400	245,500	299,400	337,300	354,200
54	246,100	257,000	310,400	348,700	365,700			54	235,800	246,400	300,700	338,500	355,400
55	246,500	257,900	311,800	349,900	366,900			55	236,200	247,300	302,100	339,700	356,600
56	246,900	258,800	313,200	351,100	368,000			56	236,600	248,200	303,500	340,900	357,700
57	247,300	259,800	314,600	352,200	369,000			57	237,100	249,200	304,900	342,000	358,700
58	247,400	261,000	316,100	353,400	369,800			58	237,200	250,500	306,400	343,200	359,500
59	247,600	262,200	317,500	354,500	370,600			59	237,400	251,700	307,800	344,300	360,300
60	247,800	263,400	318,800	355,600	371,400			60	237,600	252,900	309,200	345,400	361,100
61	248,000	264,400	320,100	356,700	372,100			61	237,800	254,000	310,500	346,500	361,800
62	248,100	265,600	321,500	357,500	372,800			62	237,900	255,200	311,900	347,300	362,500
63	248,200	266,900	322,900	358,200	373,500			63	238,100	256,500	313,300	348,000	363,200
64	248,300	268,100	324,200	358,900	374,200			64	238,200	257,800	314,600	348,700	363,900
65	248,400	269,400	325,600	359,600	374,800			65	238,300	259,100	316,000	349,400	364,500
66	248,600	270,500	327,100	360,100	375,300			66	238,500	260,200	317,500	349,900	365,000
67	248,800	271,600	328,500	360,600	375,800			67	238,700	261,400	318,900	350,400	365,500
68	248,900	272,700	329,900	361,100	376,300			68	238,800	262,500	320,300	350,900	366,000
69	249,100	273,900	331,400	361,500	376,800			69	239,000	263,700	321,800	351,400	366,500
70	249,400	275,000	332,900	361,900	377,200			70	239,300	264,800	323,300	351,800	366,900
71	249,700	276,100	334,400	362,200	377,700			71	239,600	266,000	324,800	352,100	367,400
72	250,000	277,200	335,900	362,600	378,100			72	239,900	267,200	326,300	352,500	367,800
73	250,200	278,300	337,200	363,000	378,600			73	240,100	268,300	327,600	352,900	368,300
74	250,500	279,500	338,500	363,300	379,100			74	240,400	269,500	328,900	353,200	368,800
75	250,800	280,700	339,800	363,700	379,600			75	240,700	270,800	330,200	353,600	369,300
76	251,100	281,900	341,200	364,100	380,100			76	241,000	272,100	331,600	354,000	369,800
77	251,500	283,000	342,600	364,400	380,500			77	241,400	273,200	333,000	354,300	370,200
78	251,800	284,200	343,200	364,700	381,000			78	241,800	274,400	333,600	354,700	370,700
79	252,100	285,400	343,800	365,100	381,500			79	242,100	275,600	334,200	355,100	371,200
80	252,400	286,600	344,300	365,400	381,900			80	242,400	276,900	334,700	355,400	371,600
81	252,700	287,700	344,800	365,700	382,300			81	242,700	278,100	335,200	355,700	372,000
82	253,100	288,800	345,300	366,000	382,700			82	243,100	279,200	335,700	356,000	372,500
83	253,400	289,900	345,800	366,300	383,100			83	243,400	280,400	336,200	356,300	372,900
84	253,800	291,000	346,200	366,600	383,500			84	243,800	281,600	336,600	356,600	373,300
85	254,100	292,100	346,600	366,900	383,900			85	244,100	282,700	337,000	356,900	373,700
86	254,400	293,200	347,000	367,200	384,200			86	244,400	283,900	337,400	357,200	374,000
87	254,700	294,400	347,400	367,500	384,400			87	244,700	285,100	337,800	357,500	374,300
88	255,000	295,400	347,800	367,700	384,600			88	245,000	286,100	338,200	357,700	374,500
89	255,100	296,500	348,100	367,900	384,900			89	245,200	287,200	338,500	357,900	374,800
90	255,300	297,600	348,400	368,100	385,200			90	245,400	288,400	338,800	358,200	375,100
91	255,500	298,700	348,700	368,300	385,500			91	245,600	289,500	339,100	358,400	375,400
92	255,700	299,800	349,000	368,500	385,700			92	245,800	290,600	339,400	358,600	375,600
93	255,900	300,700	349,200	368,700	385,900			93	246,000	291,600	339,600	358,800	375,800
94	256,100	301,600	349,400	368,900	386,200			94	246,200	292,600	339,800	359,000	376,100
95	256,400	302,500	349,600	369,100	386,400			95	246,500	293,500	340,000	359,200	376,300
96	256,600	303,400	349,800	369,300	386,600			96	246,700	294,500	340,200	359,400	376,500
97	256,900	304,400	350,000	369,500	386,800			97	247,000	295,500	340,400	359,600	376,700
98	257,300	305,400		369,700	387,100			98	247,400	296,500		359,800	377,000
99	257,600	306,400		369,900	387,300			99	247,700	297,500		360,000	377,200
100	257,900	307,200		370,100	387,500			100	248,000	298,400		360,200	377,400
101	258,200	308,000		370,200	387,700			101	248,300	299,200		360,300</	

	108		313,500		371,400	389,100		108		305,000		361,500	379,000
	109		314,200		371,500	389,200		109		305,700		361,600	379,100
	110		314,800		371,600	389,300		110		306,300		361,800	379,300
	111		315,400		371,700	389,500		111		306,900		361,900	379,500
	112		315,800		371,800	389,600		112		307,300		362,000	379,600
	113		316,300		371,900	389,700		113		307,800		362,100	379,700
	114		316,800		372,100			114		308,300		362,300	
	115		317,200		372,200			115		308,700		362,400	
	116		317,600		372,300			116		309,100		362,500	
	117		318,100		372,400			117		309,600		362,600	
	118		318,600					118		310,100			
	119		319,100					119		310,600			
	120		319,500					120		311,000			
	121		319,700					121		311,300			
	122		320,000					122		311,600			
	123		320,400					123		312,000			
	124		320,700					124		312,400			
	125		321,100					125		312,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		195,900	218,700	266,900	300,700	318,200				187,600	210,400	257,300	290,900
													308,200

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3 特定期付職員給料表（第5条関係）		別表第3 特定期付職員給料表（第5条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	405,000	1	392,000
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000
6	765,000	6	740,000
7	893,000	7	864,000
備考 [略]		備考 [略]	

（企業職員の時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に関する規程の一部改正）

第2条 企業職員の時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に関する規程（昭和28年7月1日交通管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第9条 <u>宿日直手当の額は、その勤務1回につき4,700円とする。</u>ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,350円とする。</u></p>	<p>第9条 <u>日直手当及び宿直手当の額は、その勤務1回につき4,400円以内の額で別に定める。</u>ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,200円以内の額で別に定める。</u></p>
<p><u>2 勤務が通常行われる日の半日に相当する日で管理者が定めるものに正規の勤務終了時から宿直勤務を引き続いて命ぜられた場合は、前項の規定にかかわらず7,050円とする。</u></p>	
<p><u>3 日直勤務又は宿直勤務中に所属長又は課長の命により、職員の本務に従事した場合においては、次の各号により算出して得た金額を宿日直手当の額から減額して支給する。</u></p> <p>(1) <u>日直の場合、宿日直手当の9分の1の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>宿直の場合、宿日直手当の15分の1の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額</u></p>	<p><u>2 日直勤務又は宿直勤務中に所属長又は課長の命により、職員の本務に従事した場合においては、次の各号により算出して得た金額を日直手当又は宿直手当の額から減額して支給する。</u></p> <p>(1) <u>日直手当の9分の1の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額</u></p> <p>(2) <u>宿直手当の15分の1の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額</u></p>

(交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正)

第3条 交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年11月1日交通管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 交通局に常時勤務する職員及び短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員）及び育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇は、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 交通局に常時勤務する職員及び短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員）及び育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇は、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後</p>

休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護等休暇、短期の介護休暇及び育児部分休暇とする。

(介護時間)

第20条の2 [略]

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月1日交規程第1号）第5条の2第1項の規定による部分休業又は第22条の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(育児部分休暇)

第22条 職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（育

休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇とする。

(介護時間)

第20条の2 [略]

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月1日交規程第1号）第5条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

児休業法第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者の子をいう。)の子をいう。)を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間（神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（以下この条において「育休規程」という。）第5条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

2 育児部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として与える。

3 その他、育児部分休暇の承認等に関する事項は育休規程第5条の2の規定を準用する。

第23条 [略]

(休暇の単位)

第24条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(施行細目の委任)

第25条 [略]

第22条 [略]

(休暇の単位)

第23条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(施行細目の委任)

第24条 [略]

(神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年12月2日交通管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇等の願い出)</p> <p>第23条 会計年度任用職員の特別休暇 (産前休暇及び産後休暇を除く)、 介護休暇及び介護時間の願い出について、勤務時間規程<u>第23条</u>の規定を準用する。</p>	<p>(休暇等の願い出)</p> <p>第23条 会計年度任用職員の特別休暇 (産前休暇及び産後休暇を除く)、 介護休暇及び介護時間の願い出について、勤務時間規程<u>第22条</u>の規定を準用する。</p>

(交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正)

第5条 交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年11月1日交通管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

## (病気休暇)

## 第10条の3 [略]

2 病気休暇の期間は、90日（第4条に規定する週休日及びに第7条に規定する職員の休日を含む。）の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、取得した病気休暇の末日から6月（休職の期間、育児休業の期間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日、育児部分休暇の取得により1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。）以内に再び病気休暇を取得する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

## (忌服休暇)

第15条 職員の親族（第3条の2第14項において子に含むとされるものを含む。）の喪にあったときは、その願い出により、次の各号の区分により忌服休暇を与える。

(1) 配偶者及び婚姻関係と異ならな

## (病気休暇)

## 第10条の3 [略]

2 病気休暇の期間は、90日（第4条に規定する週休日及びに第7条に規定する職員の休日を含む。）の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、取得した病気休暇の末日から6月（休職の期間、育児休業の期間、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。）以内に再び病気休暇を取得する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

## (忌服休暇)

第15条 職員の親族（第3条の2第14項において子に含むとされるものを含む。）の喪にあったときは、その願い出により、次の各号の区分により忌服休暇を与える。

(1) 配偶者及び婚姻関係と異ならな

い程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が認める関係にある者（「配偶者等」という。第25条の3第1項を除き、以下同じ。）並びに1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～6 [略]

(育児部分休暇)

第22条 職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（育児休業法第2条第1項に規定する子（以下この項において単に「子」という。）及び職員の配偶者の子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

い程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が認める関係にある者（以下「配偶者等」という。）並びに1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～6 [略]

(育児部分休暇)

第22条 職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（育児休業法第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者の子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間（神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（以下この条において「育休規程」という。）第5条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

2 前項の規定による育児部分休暇の請求をしようとする職員は、神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号。以下「育休条例」という。）第16条の3で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいづれの範囲内で当該期間における育児部分休暇を請求するかを管理者に申し出るものとする。ただし、育児休業法第19条第2項の規定により同項第1号に掲げる範囲内で同条第1項に規定する部分休業（以下単に「部分休業」という。）を請求することを申し出た職員は第1号に掲げる範囲内、同条第2項の規定により同項第2号に掲げる範囲内で部分休業を請求することを申し出た職員は第2号に掲げる範囲内で当該期間における育児部分休暇の承認を管理者に申し出たものとみなす。

(1) 1日につき2時間（神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月交通管理規程第1号。以下「育休規程」という。）第5条の2第2項の規定による第1号部分休業（以下単に「第1号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日についてでは、当該2時間から第1号部

2 育児部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として与える。

分休業の承認を受けて勤務しない時間  
を減じた時間)を超えない範囲内

(2) 1年につき77時間30分(非常勤職員(常時勤務することを要しない職員をいう。以下同じ。)については、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間。以下同じ。)(育休条例第16条の3に規定する1年の期間内において、育休規程第5条の2第5項の規定による第2号部分休業(以下単に「第2号部分休業」という。)の承認を受けて勤務しない時間がある場合については、77時間30分から第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員(育児休業法第19条第2項の規定による申出を前項の規定による申出とみなす場合を除く。)は、育休条例第16条の5で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 育児休業法第19条第3項の規定により同条第2項の規定による申出の内容を変更した職員は、前項の規定による変更をしたものとみなす。

5 第2項の規定による申出をした職

員は、当該申出をした範囲内（第3項又は前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、育児部分休暇の請求をすることができる。

6 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児部分休暇（以下「第1号育児部分休暇」という。）は、15分を単位として与える。

7 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休暇（以下「第2号育児部分休暇」という。）は、1時間を単位として与える。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休暇を与えることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号育児部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

8 [略]  
(介護時間)

第20条の2 [略]

3 [略]  
(介護時間)

第20条の2 [略]

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ2時間（第1号部分休業又は第2号育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（休暇の単位）

第24条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

（1）～（3） [略]

（4）～（6） [略]

2 第1項の規定に関わらず、特別休暇のうち育児部分休暇の単位については第22条に定める単位として与える。

（仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置）

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（神戸市交通局職員の育児休業等に関する規程（平成4年4月1日交規程第1号）第5条の2第1項の規定による部分休業又は第22条の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（休暇の単位）

第24条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

（1）～（3） [略]

（4）特別休暇のうち育児部分休暇

15分

（5）～（7） [略]

第25条 管理者は、職員の仕事と育児及び介護との両立を支援するため、次条から第25条の4に定めるところにより、仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置を講じるものとする。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第25条の2 管理者は、育休条例第18条第1項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育休条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意

向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間の期間内に、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮するものとする。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第25条の3 管理者は、職員が配偶者等（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他第20条第3項で定める者をいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じるものとする。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条の4 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（施行細目の委任）

（施行細目の委任）

第26条 [略]

第25条 [略]

(企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第6条 企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成19年3月30日交規程第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(災害待機手当)	(災害待機手当)
第8条 [略]	第8条 [略]
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]
2 前項の勤務に従事する者には、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。	2 前項の勤務に従事する者には、次の各号に掲げる勤務に従事する時間の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。
(1) 1時間以上3時間未満 <u>3,000円</u>	(1) 1時間以上3時間未満 <u>2,900円</u>
(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,600円</u>	(2) 3時間以上5時間未満 <u>4,450円</u>
(3) 5時間以上7時間未満 <u>6,250円</u>	(3) 5時間以上7時間未満 <u>6,050円</u>
(4) 7時間以上 <u>7,000円</u>	(4) 7時間以上 <u>6,800円</u>
3 [略]	3 [略]

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

2 第1条から第4条の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第5条の改正規定は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

4 令和7年12月1日を基準日とする期末手当等の支給を受けない会計年度任用職員の給料及びこれに相当する報酬は、第1条の規定による改正後の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定にかかわらず、令和7年11月30日までの間は、なお従前の例による。

（給与等の内払）

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

第3条 施行日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第22条の6第2項第2号の規定の適用については、同条第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

（施行細目の委任）

第4条 前条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月9日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第5号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則  
(神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(地域手当)	(地域手当)
第5条の2 [略]	第5条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 職員が現に受ける給料(条例第10条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に規定する額に加算して支給することができ	3 職員が現に受ける給料(条例第10条の4の規定による調整額を含む。)の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、条例第8条の2第4項の規定に基づき、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を同条第2項に規定する額に加算して支給することができ

る。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月1日から行うものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上 16歳未満	190, 100 円	22歳 2月 以上 23歳 未満	208, 600 円	28歳 10月 以上 29歳 8月 未満	238, 600 円
16歳以上 17歳未満	192, 300 円	23歳 以上 23歳 10月 未満	211, 200 円	29歳 8月 以上 30歳 6月 未満	241, 200 円
17歳以上 18歳未満	194, 400 円	23歳 10月 以上 24歳 8月 未満	214, 600 円	30歳 6月 以上 31歳 4月 未満	243, 700 円
18歳以上 18歳10 月未満	196, 600 円	24歳 8月 以上 25歳 6月 未満	218, 600 円	31歳 4月 以上 32歳 2月 未満	246, 100 円
18歳 10月以 上19 歳8月 未満	198, 700 円	25歳 6月 以上 26歳 4月 未満	222, 600 円	32歳 2月 以上 33歳 未満	247, 700 円
19歳8 月以上 20歳6 月未満	200, 900 円	26歳 4月 以上 27歳 2月 未満	226, 700 円	33歳 以上 33歳 10月 未満	248, 500 円
20歳6 月以上		27歳 2月		33歳 10月	

る。この場合において、現に加算を受ける者が昇給し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、それぞれその者が昇給し、又は年齢が増加した日以後における7月1日から行うものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上 16歳未満	177, 800 円	22歳 2月 以上 23歳 未満	196, 300 円	28歳 10月 以上 29歳 8月 未満	226, 600 円
16歳以上 17歳未満	180, 000 円	23歳 以上 23歳 10月 未満	198, 900 円	29歳 8月 以上 30歳 6月 未満	229, 400 円
17歳以上 18歳未満	182, 100 円	23歳 10月 以上 24歳 8月 未満	202, 400 円	30歳 6月 以上 31歳 4月 未満	232, 100 円
18歳以上 18歳10 月未満	184, 300 円	24歳 8月 以上 25歳 6月 未満	206, 400 円	31歳 4月 以上 32歳 2月 未満	234, 700 円
18歳 10月以 上19 歳8月 未満	186, 400 円	25歳 6月 以上 26歳 4月 未満	210, 400 円	32歳 2月 以上 33歳 未満	236, 500 円
19歳8 月以上 20歳6 月未満	188, 600 円	26歳 4月 以上 27歳 2月 未満	214, 600 円	33歳 以上 33歳 10月 未満	237, 600 円
20歳6 月以上		27歳 2月		33歳 10月	

21歳4 月未満	<u>203,</u> <u>600</u> 円	以上 28歳 未満	<u>230,</u> <u>800</u> 円	以上 34歳 8月 未満	<u>249,</u> <u>300</u> 円
21歳4 月以上 22歳2 月未満	<u>206,</u> <u>200</u> 円	28歳 以上 28歳 10月 未満	<u>235,</u> <u>000</u> 円	34歳 8月 以上	<u>249,</u> <u>900</u> 円

21歳4 月未満	<u>191,</u> <u>300</u> 円	以上 28歳 未満	<u>218,</u> <u>700</u> 円	以上 34歳 8月 未満	<u>238,</u> <u>600</u> 円
21歳4 月以上 22歳2 月未満	<u>193,</u> <u>900</u> 円	28歳 以上 28歳 10月 未満	<u>222,</u> <u>900</u> 円	34歳 8月 以上	<u>239,</u> <u>400</u> 円

4～5 [略]

(宿日直手当)

第14条 条例第16条第3項に規定する人事委員会規則で定める額は、その勤務1回につき4,700円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,350円とする。

2 条例第16条第4項の人事委員会規則で定めるものとは、任命権者が定めるものとし、同項に規定する人事委員会規則で定める額とは、7,050円とする。

3 日直又は宿直勤務中において所属長の命によりその本務に従事した場合においては、次の各号により算出して得た金額を宿直手当の額から減額して支給する。

(1) 日直の場合、宿直手当の9分の1の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額

(2) 宿直の場合、宿直手当の15分の1(前項の場合にあつては、20分の1)の額にその本務に従事した

4～5 [略]

(宿日直手当)

第14条 条例第16条に規定する日直手当及び宿直手当の額は、その勤務1回につき4,400円以内で任命権者の定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,200円以内で任命権者の定める額とする。

2 勤務が通常行われる日の半日に相当する日で任命権者が定めるものに正規の勤務終了時から宿直勤務を引き続いて命ぜられた場合は、前項の規定にかかわらず6,600円とする。

3 日直又は宿直勤務中において所属長の命によりその本務に従事した場合においては、次の各号により算出して得た金額を日直又は宿直手当の額から減額して支給する。

(1) 日直手当の9分の1の額にその本務に従事した勤務時間数を乗じて得た金額

(2) 宿直手当の15分の1(前項の場合にあつては、20分の1)の額にその本務に従事した勤務時間数を乗

勤務時間数を乗じて得た金額

4 [略]

5 第11条第5項及び第6項の規定は、宿直手当の支給につき準用する。

別表（第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

職務の級	調整額
1級	9,300円。ただし、1号給にあっては <u>8,829円</u> 、2号給にあっては <u>8,878円</u> 、3号給にあっては <u>8,928円</u> 、4号給にあっては <u>8,977円</u> 、5号給にあっては <u>9,031円</u> 、6号給にあっては <u>9,094円</u> 、7号給にあっては <u>9,157円</u> 、8号給にあっては <u>9,220円</u> 、9号給にあっては <u>9,279円</u>
2級	11,300円。ただし、1号給にあっては <u>10,606円</u> 、2号給にあっては <u>10,687円</u> 、3号給にあっては <u>10,773円</u> 、4号給にあっては <u>10,858円</u> 、5号給にあっては <u>10,944円</u> 、6号給にあっては <u>11,029円</u> 、7号給にあっては <u>11,115円</u> 、8号給にあっては <u>11,200円</u> 、9号給にあっては <u>11,290円</u>
3級	11,600円
4級	12,100円
5級	13,000円

じて得た金額

4 [略]

5 第11条第5項及び第6項の規定は、日直手当及び宿直手当の支給につき準用する。

別表（第5条の3関係）

ア 教育職給料表(2)

職務の級	調整額
1級	8,900円。ただし、1号給にあっては <u>8,244円</u> 、2号給にあっては <u>8,293円</u> 、3号給にあっては <u>8,343円</u> 、4号給にあっては <u>8,392円</u> 、5号給にあっては <u>8,446円</u> 、6号給にあっては <u>8,509円</u> 、7号給にあっては <u>8,572円</u> 、8号給にあっては <u>8,635円</u> 、9号給にあっては <u>8,694円</u> 、10号給にあっては <u>8,753円</u> 、11号給にあっては <u>8,887円</u>
2級	10,900円。ただし、1号給にあっては <u>9,999円</u> 、2号給にあっては <u>10,080円</u> 、3号給にあっては <u>10,165円</u> 、4号給にあっては <u>10,251円</u> 、5号給にあっては <u>10,336円</u> 、6号給にあっては <u>10,422円</u> 、7号給にあっては <u>10,507円</u> 、8号給にあっては <u>10,593円</u> 、9号給にあっては <u>10,683円</u> 、10号給にあっては <u>10,764円</u> 、11号給にあっては <u>10,845円</u>
3級	11,300円
4級	11,700円
5級	12,600円

イ 教育職給料表(3)

職務の級	調整額
1級	8,700円
2級	10,500円。ただし、1号給にあっては <u>9,819円</u> 、2号給にあっては <u>9,900円</u> 、3号給にあっては <u>9,981円</u> 、4号給にあっては <u>10,062円</u> 、5号給にあっては <u>10,134円</u> 、6号給にあっては <u>10,233円</u> 、7号給にあっては <u>10,332円</u> 、8号給にあっては <u>10,431円</u>
3級	11,700円

イ 教育職給料表(3)

職務の級	調整額
1級	8,400円。ただし、1号給にあっては8,221円、2号給にあっては8,280円、3号給にあっては8,338円、4号給にあっては8,397円
2級	10,200円。ただし、1号給にあっては9,220円、2号給にあっては9,301円、3号給にあっては9,382円、4号給にあっては9,463円、5号給にあっては9,535円、6号給にあっては9,634円、7号給にあっては9,733円、8号給にあっては9,828円、9号給にあっては9,927円、10号給にあっては10,021円、11号給にあっては10,116円
3級	11,300円

ウ 教育職給料表(5)

職務の級	調整額
1級	9,100円
2級	11,400円。ただし、1号給にあっては <u>10,417円</u> 、2号給にあっては <u>10,525円</u> 、3号給にあっては <u>10,633円</u> 、4号給にあっては <u>10,741円</u> 、5号給にあっては <u>10,849円</u> 、6号給にあっては <u>10,962円</u> 、7号給にあっては <u>11,070円</u> 、8号給にあっては <u>11,182円</u> 、9号給にあっては <u>11,290円</u> 、10号給にあっては <u>11,362円</u>

ウ 教育職給料表(5)

職務の級	調整額
1級	8,700円
2級	11,000円。ただし、1号給にあっては <u>9,819円</u> 、2号給にあっては <u>9,927円</u> 、3号給にあっては <u>10,035円</u> 、4号給にあっては <u>10,138円</u> 、5号給にあっては <u>10,246円</u> 、6号給にあっては <u>10,359円</u> 、7号給にあっては <u>10,467円</u> 、8号給にあっては <u>10,575円</u> 、9号給にあっては <u>10,683円</u> 、10号給にあっては <u>10,755円</u> 、11号給にあっては <u>10,831円</u> 、12号給にあっては <u>10,831円</u>

		ては10,908円、13号給にあって は10,975円
3 級	<u>11,900円</u>	3 <u>11,500円</u>
4 級	<u>12,200円</u>	4 <u>11,900円</u>
5 級	<u>13,100円</u>	5 <u>12,700円</u>

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後		第2条による改正前
別表（第5条の3関係）		別表（第5条の3関係）
ア 教育職給料表(2)		ア 教育職給料表(2)
職務の級	調整額	職務の級
[ 略 ]	[ 略 ]	[ 略 ]
4 級	<u>12,200円</u>	4 <u>12,100円</u>
5 級	<u>13,100円</u>	5 <u>13,000円</u>
イ [ 略 ]		イ [ 略 ]
ウ 教育職給料表(5)		ウ 教育職給料表(5)
職務	調整額	職務

の 級		の 級	
[ 略] ]	[ 略 ]	[ 略] ]	[ 略 ]
4 級	<u>12,400円</u>	4 級	<u>12,200円</u>
5 級	<u>13,200円</u>	5 級	<u>13,100円</u>

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年3月人委規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表 医師等支給額表（第6条関係）		別表 医師等支給額表（第6条関係）	
期間の区分	支給月額	期間の区分	支給月額
	円		円
16年未満	253,100	16年未満	252,400
16年以上17年未満	250,500	16年以上17年未満	249,800
17年以上18年未満	247,900	17年以上18年未満	247,200
18年以上19年未満	245,300	18年以上19年未満	244,600
19年以上20年未満	242,700	19年以上20年未満	242,000
20年以上21年未満	240,100	20年以上21年未満	239,400
21年以上22年未満	230,500	21年以上22年未満	228,700
22年以上23年未満	219,900	22年以上23年未満	217,200
23年以上24年未満	208,900	23年以上24年未満	205,700

24年以上25年未満	197,900	24年以上25年未満	194,200
25年以上26年未満	186,900	25年以上26年未満	182,700
26年以上27年未満	173,500	26年以上27年未満	168,700
27年以上28年未満	160,100	27年以上28年未満	154,700
28年以上29年未満	146,700	28年以上29年未満	140,700
29年以上30年未満	133,300	29年以上30年未満	126,400
30年以上31年未満	119,300	30年以上31年未満	111,900
31年以上32年未満	105,300	31年以上32年未満	97,400
32年以上33年未満	90,500	32年以上33年未満	82,200
33年以上34年未満	74,000	33年以上34年未満	64,200
34年以上35年未満	57,500	34年以上35年未満	46,200

備考 [略]

備考 [略]

(教員特別手当に関する規則の一部改正)

第4条 教員特別手当に関する規則（昭和50年10月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教員特別手当の月額)	(教員特別手当の月額)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 次条第1号で定める校務を分掌する教員の教員特別手当の月額は、前項の各号に定める額に、その者の給料月額の100分の0.5に相当する額(その額	

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)を加えた額とする。

3 次条第2号で定める校務を分掌する教員の教員特別手当の月額は、第1項の各号に定める額に、その者の給料月額の100分の2.0に相当する額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)を加えた額とする。

第2条の2 教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、幼稚園の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務及びこれに準ずるものとして任命権者が定めるもの（次号に掲げるものを除く。）

(2) 神戸市立桜の宮小学校分校、神戸市立桜の宮中学校分校及びこども家庭局若葉学園の学級を担任する業務及びこれに準ずるものとして任命権者が定めるもの

(3) 前各号に掲げるもの以外の校務

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者（第2条関係）							別表第1 教育職給料表(2)の適用を受ける者（第2条関係）						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	号給	円	円	円	円	円	号給	号給	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	1,300	1,600	2,700	3,000	4,200	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	1,800	2,300	3,900	4,200	5,900
	5号給から8号給まで	1,300	1,700	2,700	3,100	4,300		5号給から8号給まで	1,900	2,400	3,900	4,400	6,100
	9号給から12号給まで	1,400	1,800	3,100	3,200	4,400		9号給から12号給まで	2,000	2,500	4,400	4,500	6,200
	13号給から16号給まで	1,500	1,800	3,200	3,300	4,500		13号給から16号給まで	2,100	2,600	4,600	4,700	6,400
	17号給から20号給まで	1,500	2,000	3,500	3,600	4,600		17号給から20号給まで	2,100	2,800	4,900	5,100	6,600
	21号給から24号給まで	1,500	2,000	3,500	3,700	4,800		21号給から24号給まで	2,200	2,900	5,000	5,200	6,800
	25号給から28号給まで	1,600	2,100	3,700	3,800	4,900		25号給から28号給まで	2,300	3,000	5,200	5,400	6,900
	29号給から32号給まで	1,700	2,200	3,700	3,900	5,000		29号給から32号給まで	2,400	3,100	5,300	5,500	7,100
	33号給から36号給まで	1,800	2,300	3,900	4,000	5,100		33号給から36号給まで	2,600	3,300	5,500	5,700	7,200
	37号給から40号給まで	1,900	2,400	3,900	4,100	5,200		37号給から40号給まで	2,700	3,400	5,600	5,800	7,400
	41号給から44号給まで	2,000	2,600	4,100	4,200	5,300		41号給から44号給まで	2,800	3,700	5,800	6,000	7,500
	45号給から48号給まで	2,000	2,700	4,200	4,300	5,400		45号給から48号給まで	2,900	3,800	5,900	6,100	7,700
	49号給から52号給まで	2,100	2,800	4,300	4,400	5,400		49号給から52号給まで	3,000	4,000	6,100	6,300	7,700
	53号給から56号給まで	2,300	3,000	4,400	4,500	5,600		53号給から56号給まで	3,200	4,300	6,200	6,400	7,900
	57号給から60号給まで	2,300	3,200	4,500	4,600	5,600		57号給から60号給まで	3,300	4,500	6,400	6,600	8,000
	61号給から64号給まで	2,400	3,200	4,600	4,800	5,600		61号給から64号給まで	3,400	4,600	6,600	6,800	8,000
	65号給から68号給まで	2,500	3,500	4,700	4,900	5,600		65号給から68号給まで	3,500	4,900	6,700	6,900	8,000
	69号給から72号給まで	2,500	3,600	4,800	4,900	5,600		69号給から72号給まで	3,600	5,100	6,800	7,000	8,000
	73号給から76号給まで	2,600	3,700	4,900	5,000			73号給から76号給まで	3,700	5,300	6,900	7,100	
	77号給から80号給まで	2,700	3,800	4,900	5,100			77号給から80号給まで	3,800	5,400	7,000	7,200	
	81号給から84号給まで	2,700	3,900	5,000	5,100			81号給から84号給まで	3,900	5,500	7,100	7,300	
	85号給から88号給まで	2,800	4,000	5,100	5,200			85号給から88号給まで	4,000	5,700	7,200	7,400	
	89号給から92号給まで	2,900	4,100	5,100	5,300			89号給から92号給まで	4,100	5,800	7,200	7,500	
	93号給から96号給まで	3,000	4,200	5,100	5,300			93号給から96号給まで	4,200	5,900	7,300	7,500	
	97号給から100号給まで	3,000	4,300	5,100	5,300			97号給から100号給まで	4,300	6,100	7,300	7,500	
	101号給から104号給まで	3,000	4,400	5,200	5,300			101号給から104号給まで	4,300	6,200	7,400	7,500	
	105号給から108号給まで	3,100	4,400	5,200	5,300			105号給から108号給まで	4,400	6,300	7,400	7,500	
	109号給から112号給まで	3,200	4,500	5,200				109号給から112号給まで	4,500	6,400	7,400		
	113号給から116号給まで	3,200	4,600	5,200				113号給から116号給まで	4,500	6,500	7,400		
	117号給から120号給まで	3,200	4,600	5,300				117号給から120号給まで	4,600	6,600	7,500		
	121号給から124号給まで	3,200	4,700	5,300				121号給から124号給まで	4,600	6,700	7,500		
	125号給から128号給まで	3,300	4,800	5,300				125号給から128号給まで	4,700	6,800	7,500		
	129号給から132号給まで	3,300	4,900					129号給から132号給まで	4,700	6,900			
	133号給から136号給まで	3,400	4,900					133号給から136号給まで	4,800	6,900			
	137号給から140号給まで	3,500	4,900					137号給から140号給まで	4,900	6,900			
	141号給から144号給まで		4,900					141号給から144号給まで		6,900			
	145号給から148号給まで		4,900					145号給から148号給まで		6,900			
	149号給から152号給まで		4,900					149号給から152号給まで		6,900			
	153号給から156号給まで		4,900					153号給から156号給まで		6,900			
	157号給から160号給まで		4,900					157号給から160号給まで		6,900			
	161号給から164号給まで		4,900					161号給から164号給まで		6,900			
	165号給から168号給まで		4,900					165号給から168号給まで		6,900			
	169号給から172号給まで		4,900					169号給から172号給まで		6,900			
	173号給から176号給まで		4,900					173号給から176号給まで		6,900			
	177号給から180号給まで		4,900					177号給から180号給まで		6,900			
	181号給から184号給まで		4,900					181号給から184号給まで		6,900			
	185号給から188号給まで		4,900					185号給から188号給まで		6,900			
	189号給から192号給まで		4,900					189号給から192号給まで		6,900			
	193号給		4,900					193号給		6,900			
定年前再任用短時間勤務職		2,300	2,700	3,000	3,300	4,200	定年前再任用短時間勤務職		3,200	3,800	4,300	4,700	5,900

別表第2 教育職給料表(3)の適用を受ける者（第2条関係）

職員の区分 号給	職務の級		
	1級	2級	3級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1号給から4号給まで	1,300	1,400	2,600
5号給から8号給まで	1,300	1,600	2,700
9号給から12号給まで	1,400	1,600	2,700
13号給から16号給まで	1,400	1,700	3,000
17号給から20号給まで	1,600	1,700	3,100
21号給から24号給まで	1,600	1,900	3,300
25号給から28号給まで	1,700	2,000	3,400
29号給から32号給まで	1,700	2,000	3,600
33号給から36号給まで	1,900	2,100	3,700
37号給から40号給まで	1,900	2,300	3,900
41号給から44号給まで	2,000	2,300	4,000
45号給から48号給まで	2,100	2,400	4,000
49号給から52号給まで	2,100	2,600	4,100
53号給から56号給まで	2,300	2,600	4,300
57号給から60号給まで	2,300	2,700	4,400
61号給から64号給まで	2,400	3,000	4,400
65号給から68号給まで	2,400	3,100	4,600
69号給から72号給まで	2,600	3,100	4,700
73号給から76号給まで	2,700	3,400	4,900
77号給から80号給まで	2,700	3,600	4,900
81号給から84号給まで	2,900	3,600	5,000
85号給から88号給まで	2,900	3,700	5,100
89号給から92号給まで	3,000	3,900	5,100
93号給から96号給まで	3,000	4,000	5,300
97号給から100号給まで	3,000	4,000	5,300
101号給から104号給まで	3,100	4,100	5,300
105号給から108号給まで	3,100	4,300	5,400
109号給から112号給まで	3,300	4,300	5,400
113号給から116号給まで	3,300	4,400	5,400
117号給から120号給まで	3,300	4,600	5,400
121号給から124号給まで	3,300	4,600	5,400
125号給から128号給まで		4,700	
129号給から132号給まで		4,700	
133号給から136号給まで		4,900	
137号給から140号給まで		4,900	
141号給から144号給まで		4,900	
145号給から148号給まで		5,000	
149号給から152号給まで		5,000	
153号給から156号給まで		5,000	
157号給から160号給まで		5,000	
161号給から164号給まで		5,000	
165号給から168号給まで		5,000	
169号給から172号給まで		5,000	
173号給から176号給まで		5,000	
177号給から180号給まで		5,000	
181号給から184号給まで		5,000	
185号給		5,000	
定年前再任用短時間勤務職員	2,100	2,700	3,400

別表第2 教育職給料表(3)の適用を受ける者（第2条関係）

職員の区分 号給	職務の級		
	1級	2級	3級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 1号給から4号給まで	900	1,000	1,800
5号給から8号給まで	900	1,100	1,900
9号給から12号給まで	1,000	1,100	1,900
13号給から16号給まで	1,000	1,200	2,100
17号給から20号給まで	1,100	1,200	2,200
21号給から24号給まで	1,100	1,300	2,300
25号給から28号給まで	1,200	1,400	2,400
29号給から32号給まで	1,200	1,400	2,500
33号給から36号給まで	1,300	1,500	2,600
37号給から40号給まで	1,300	1,600	2,700
41号給から44号給まで	1,400	1,600	2,800
45号給から48号給まで	1,500	1,700	2,800
49号給から52号給まで	1,500	1,800	2,900
53号給から56号給まで	1,600	1,800	3,000
57号給から60号給まで	1,600	1,900	3,100
61号給から64号給まで	1,700	2,100	3,100
65号給から68号給まで	1,700	2,200	3,200
69号給から72号給まで	1,800	2,200	3,300
73号給から76号給まで	1,900	2,400	3,400
77号給から80号給まで	1,900	2,500	3,400
81号給から84号給まで	2,000	2,500	3,500
85号給から88号給まで	2,000	2,600	3,600
89号給から92号給まで	2,100	2,700	3,600
93号給から96号給まで	2,100	2,800	3,700
97号給から100号給まで	2,100	2,800	3,700
101号給から104号給まで	2,200	2,900	3,700
105号給から108号給まで	2,200	3,000	3,800
109号給から112号給まで	2,300	3,000	3,800
113号給から116号給まで	2,300	3,100	3,800
117号給から120号給まで	2,300	3,200	3,800
121号給から124号給まで	2,300	3,200	3,800
125号給から128号給まで		3,300	
129号給から132号給まで		3,300	
133号給から136号給まで		3,400	
137号給から140号給まで		3,400	
141号給から144号給まで		3,400	
145号給から148号給まで		3,500	
149号給から152号給まで		3,500	
153号給から156号給まで		3,500	
157号給から160号給まで		3,500	
161号給から164号給まで		3,500	
165号給から168号給まで		3,500	
169号給から172号給まで		3,500	
173号給から176号給まで		3,500	
177号給から180号給まで		3,500	
181号給から184号給まで		3,500	
185号給		3,500	
定年前再任用短時間勤務職員	1,500	1,900	2,400

別表第3 教育職給料表(5)の適用を受ける者（第2条関係）

職員の区分 号給	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	1,400	1,400	2,500	2,800	4,600
	5号給から8号給まで	1,400	1,600	2,600	3,000	4,700
	9号給から12号給まで	1,400	1,600	2,800	3,000	4,800
	13号給から16号給まで	1,500	1,700	2,900	3,300	4,900
	17号給から20号給まで	1,600	1,800	3,000	3,400	5,000
	21号給から24号給まで	1,600	1,900	3,200	3,500	5,100
	25号給から28号給まで	1,800	2,000	3,400	3,600	5,100
	29号給から32号給まで	1,800	2,000	3,400	3,700	5,200
	33号給から36号給まで	1,900	2,200	3,600	3,900	5,300
	37号給から40号給まで	2,000	2,200	3,600	4,000	5,400
	41号給から44号給まで	2,100	2,400	3,800	4,100	5,400
	45号給から48号給まで	2,200	2,500	3,900	4,100	5,500
	49号給から52号給まで	2,200	2,600	4,000	4,300	5,500
	53号給から56号給まで	2,300	2,800	4,100	4,300	5,500
	57号給から60号給まで	2,400	2,900	4,200	4,500	5,500
	61号給から64号給まで	2,400	3,000	4,300	4,600	
	65号給から68号給まで	2,500	3,200	4,400	4,700	
	69号給から72号給まで	2,600	3,300	4,500	4,700	
	73号給から76号給まで	2,600	3,400	4,600	4,800	
	77号給から80号給まで	2,700	3,600	4,700	4,900	
	81号給から84号給まで	2,800	3,600	4,700	4,900	
	85号給から88号給まで	2,800	3,700	4,800	5,000	
	89号給から92号給まで	2,800	3,800	4,800	5,100	
	93号給から96号給まで	2,900	3,900	4,900	5,100	
	97号給から100号給まで	3,000	4,000	4,900	5,100	
	101号給から104号給まで	3,000	4,100	4,900	5,100	
	105号給から108号給まで	3,000	4,200	4,900	5,200	
	109号給から112号給まで	3,000	4,300	4,900	5,200	
	113号給から116号給まで	3,100	4,300	5,000	5,200	
	117号給から120号給まで		4,400	5,000		
	121号給から124号給まで		4,500	5,100		
	125号給から128号給まで		4,500	5,100		
	129号給から132号給まで		4,600			
	133号給から136号給まで		4,700			
	137号給から140号給まで		4,700			
	141号給から144号給まで		4,700			
	145号給から148号給まで		4,700			
	149号給から152号給まで		4,800			
	153号給から156号給まで		4,800			
	157号給から160号給まで		4,800			
	161号給から164号給まで		4,900			
	165号給から168号給まで		4,900			
	169号給から172号給まで		4,900			
	173号給		4,900			
定年前再任用 短時間勤務職員		2,200	2,600	3,000	3,400	4,300

別表第3 教育職給料表(5)の適用を受ける者（第2条関係）

職員の区分 号給	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	2,000	2,100	3,700	4,200	6,800
	5号給から8号給まで	2,000	2,300	3,800	4,400	6,900
	9号給から12号給まで	2,100	2,400	4,200	4,500	7,100
	13号給から16号給まで	2,200	2,500	4,300	4,900	7,200
	17号給から20号給まで	2,300	2,600	4,500	5,100	7,400
	21号給から24号給まで	2,400	2,800	4,800	5,200	7,500
	25号給から28号給まで	2,600	2,900	5,000	5,400	7,600
	29号給から32号給まで	2,700	3,000	5,100	5,500	7,700
	33号給から36号給まで	2,800	3,200	5,300	5,700	7,900
	37号給から40号給まで	2,900	3,300	5,400	5,900	8,000
	41号給から44号給まで	3,100	3,500	5,600	6,000	8,000
	45号給から48号給まで	3,200	3,700	5,800	6,100	8,100
	49号給から52号給まで	3,300	3,800	5,900	6,300	8,100
	53号給から56号給まで	3,400	4,100	6,100	6,400	8,100
	57号給から60号給まで	3,500	4,300	6,200	6,600	8,200
	61号給から64号給まで	3,600	4,500	6,400	6,800	
	65号給から68号給まで	3,700	4,800	6,500	6,900	
	69号給から72号給まで	3,800	4,900	6,600	7,000	
	73号給から76号給まで	3,900	5,100	6,800	7,100	
	77号給から80号給まで	4,000	5,300	6,900	7,200	
	81号給から84号給まで	4,100	5,400	7,000	7,300	
	85号給から88号給まで	4,100	5,500	7,100	7,400	
	89号給から92号給まで	4,200	5,600	7,100	7,500	
	93号給から96号給まで	4,300	5,800	7,200	7,500	
	97号給から100号給まで	4,400	5,900	7,200	7,600	
	101号給から104号給まで	4,400	6,100	7,300	7,600	
	105号給から108号給まで	4,500	6,200	7,300	7,700	
	109号給から112号給まで	4,500	6,300	7,300	7,700	
	113号給から116号給まで	4,600	6,400	7,400	7,700	
	117号給から120号給まで		6,500	7,400		
	121号給から124号給まで		6,600	7,500		
	125号給から128号給まで		6,700	7,500		
	129号給から132号給まで		6,800			
	133号給から136号給まで		6,900			
	137号給から140号給まで		6,900			
	141号給から144号給まで		6,900			
	145号給から148号給まで		7,000			
	149号給から152号給まで		7,100			
	153号給から156号給まで		7,100			
	157号給から160号給まで		7,100			
	161号給から164号給まで		7,200			
	165号給から168号給まで		7,200			
	169号給から172号給まで		7,300			
	173号給		7,300			
定年前再任用 短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第5条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和55年3月人委規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育職給料表(2)の適用範囲)	(教育職給料表(2)の適用範囲)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 教育職給料表(2)の備考の2のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が4級である者とする。	2 教育職給料表(2)の備考の2の人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が4級である者とする。
3 教育職給料表(2)の備考の2のうち、その職務の級が5級である職員で人事委員会規則で定める職員は、第1項に掲げる者のうちその職務の級が5級である者とする。	
(教育職給料表(5)の適用範囲)	(教育職給料表(5)の適用範囲)
第5条の2 [略]	第5条の2 [略]
2 教育職給料表(5)の備考の2のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が4級である者とする。	2 教育職給料表(5)の備考の2の人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が4級である者とする。

<p>級である者とする。</p> <p><u>3 教育職給料表(5)の備考の2のうち、その職務の級が5級である職員で人事委員会規則で定める職員は、第1項に掲げる者のうちその職務の級が5級である者とする。</u></p>	
---	--

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年3月人委規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>第2条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年3月条例第29号）第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）</u></p> <p><u>第16条の2の規定については、当分の</u></p>

間、神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年3月条例第5号)の適用を受ける職員について準用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の規定及び第4条の規定による改正後の教員特別手当に関する規則の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の規定、第3条の規定による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定、第5条の規定による改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定及び第6条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。